

仙台市障害者保健福祉計画

(令和6～11年度)

仙台市障害福祉計画（第7期）

仙台市障害児福祉計画（第3期）

(令和6～8年度)

<答申>

令和6年3月

仙台市障害者施策推進協議会

目 次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の概要..... | 1 |
| 1 趣旨..... | 1 |
| 2 位置づけ | 1 |
| 3 対象..... | 3 |
| 4 計画期間 | 3 |
| 5 SDGsとの関係..... | 4 |
| 第2章 障害のある方を取り巻く現状..... | 5 |
| 1 社会の動き..... | 5 |
| 2 国等の障害者施策等の動向 | 8 |
| 3 本市の現状..... | 10 |
| 4 前計画期間の振り返り | 15 |
| 第3章 計画の方向性..... | 17 |
| 1 理念..... | 17 |
| 2 基本目標 | 18 |
| 3 基本方針 | 19 |
| 4 施策体系 | 21 |
| 第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期） | 35 |
| 1 成果目標 | 35 |
| 2 活動指標に係る見込量の推計の考え方 | 51 |
| 3 見込量確保の方策等 | 51 |
| 4 見込量 | 54 |
| 第5章 計画の推進 | 64 |
| 1 推進体制 | 64 |
| 2 各主体の役割 | 64 |
| 3 計画の普及・啓発 | 65 |
| 4 計画の達成状況の点検及び評価 | 65 |
| 第6章 計画関連事業一覧 | 66 |
| 資料編 | 86 |

※文中、「○○○*」とある用語は、資料編4「用語の解説」に説明を記載しています。

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

本市では、平成 30 年 3 月に「仙台市障害者保健福祉計画（計画期間：平成 30 年度～令和 5 年度）」及び「仙台市障害福祉計画（第 5 期）（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第 1 期）（計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度）」を策定し、障害者保健福祉施策の充実に努めてきました。令和 2 年 12 月には障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、令和 3 年 3 月に「仙台市障害福祉計画（第 6 期）（計画期間：令和 3 ～ 5 年度）」、「仙台市障害児福祉計画（第 2 期）（計画期間：令和 3 ～ 5 年度）」を策定し、更なる施策を展開してきました。

今般、各計画の計画期間が終了することから、これまでの計画の進捗や社会情勢の変化、国の制度改正の動きなどを踏まえて、新たに本計画を策定します。

2 位置づけ

（1）法令根拠

障害者保健福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」であり、本市の障害者施策全体の方向性を定めるものです。また、障害者情報アクセシビリティ＊・コミュニケーション施策推進法¹第 9 条第 1 項の規定に基づき、市町村障害者計画の策定や変更にあたっては、同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

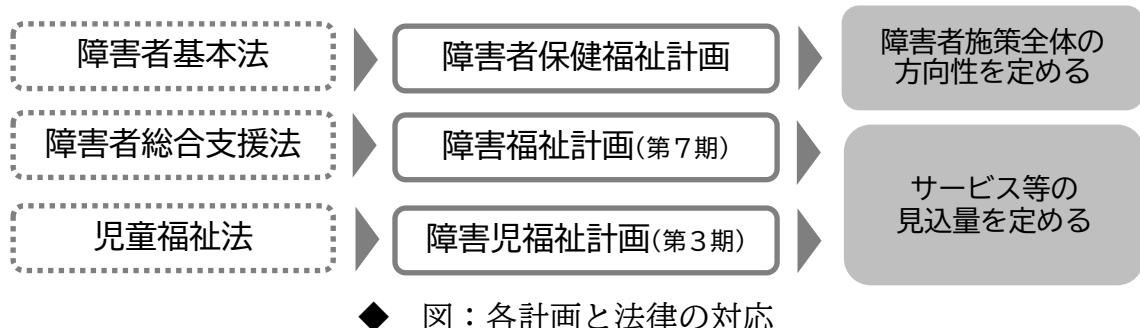
障害福祉計画（第 7 期）は、障害者総合支援法²第 88 条第 1 項に定める「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業＊の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。

障害児福祉計画（第 3 期）は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（市町村障害児福祉計画）」であり、サービス等の見込量を定めるものです。本市では、障害のある方々に対し、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたり切れ目のない総合的な支援の提供を目指す

1 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

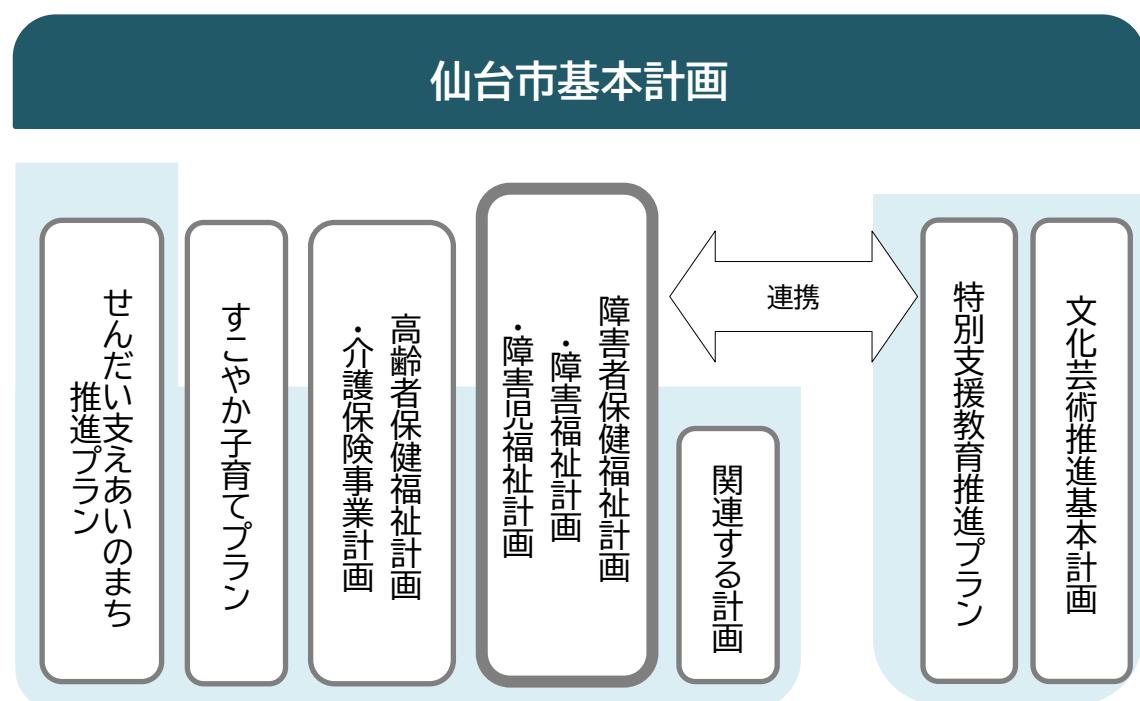
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

観点から、これら3つの計画を一体のものとして策定します。



(2) 本市の各計画等との関係

本計画は、「仙台市基本計画 2021-2030」に掲げる「多様性が社会を動かす共生のまち」の実現に向け、障害のある方に関する施策を総合的に推進する計画として策定します。また、「せんだい支えあいのまち推進プラン」と関連する「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「仙台市すこやか子育てプラン」等の計画や、「仙台市特別支援教育推進プラン」及び「仙台市文化芸術推進基本計画」と緊密に連携し、施策を推進します。



◆ 図：計画の位置づけ

3 対象

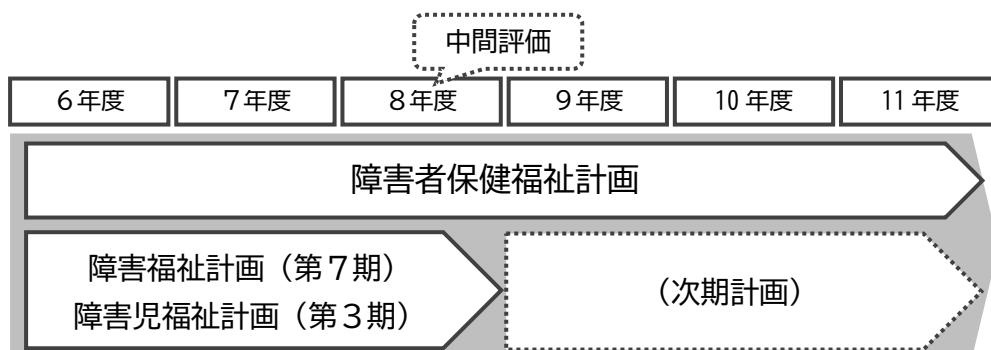
本計画の対象は、障害のある方を含むすべての市民、事業者とします。

本計画の「障害のある方」は、障害者基本法などに準じて、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害*を含む）、難病*その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

4 計画期間

障害者保健福祉計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として、障害福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行うとともに、次期の障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。



◆ 図：計画期間の全体像

5 SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成 27 (2015) 年に国際連合総会で採択された、持続可能でより良い世界を目指すための令和 12 (2030) 年までの国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、誰一人取り残さないことを理念に、環境、経済、社会等をめぐる課題に世界全体で取り組むものとされています。

本計画では、「仙台市 SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を以下のとおり定めます。



◆ 図：計画に関連する SDGs 目標

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷

かつて日本における障害者施策は、「身体障害者福祉法（昭和 24 年）」、「精神薄弱者福祉法（昭和 35 年）」、「精神衛生法（昭和 25 年）」のように、身体障害・知的障害・精神障害の 3 障害に関する法制度が別々に整備されてきたことから、一元的で総合的な施策を提供することができないという課題を抱えていました。そして、国際障害者年*（昭和 56 年）や国連障害者の十年*（昭和 58 年～平成 4 年）、障害者団体の活動などを背景として、「障害者基本法（平成 5 年）」が定められ精神障害のある方も障害福祉サービスの対象となりました。

その後、平成 15 年に行政がサービスの内容を決める措置制度から、障害のある方が自分の意思でサービスを選択する支援費制度へと移行しました。そして、「障害者自立支援法（平成 18 年施行）」において 3 障害の一元化が行われ、施設や事業の再編を経て、一体的な障害福祉サービスの提供へと制度が変化してきました。現在、障害者自立支援法は「障害者総合支援法（平成 26 年施行）」に移行し、難病*の方も対象に含むなど対象者を拡大した後も、障害のある方等の希望する生活を実現するために改正を重ね、更なる支援の拡充を図っています。

(2) 障害者権利条約の批准

近年の法律の変遷の背景には、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の存在があります。本条約は、「障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める」ものであり、平成 18 年に国際連合総会において採択されました。

日本は、平成 19 年に本条約に署名してから平成 26 年の批准に至るまで、同条約の批准に向けた国内法の整備を進めてきました。障害者の定義が見直されるとともに、差別*の禁止などが盛り込まれた「改正障害者基本法（平成 23 年施行）」、誰もが障害のある方に対し虐待をしてはならないことなどを定めた「障害者虐待防止法³（平成 24 年施

3 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

行)」、障害者就労施設等からの物品等の調達について国や地方公共団体の責務を定めた「障害者優先調達推進法⁴（平成 25 年施行）」、障害者の法定雇用率を引き上げるとともに雇用分野における差別*を禁止し、精神障害も対象に加えた「改正障害者雇用促進法⁵（平成 25 年・平成 28 年・平成 30 年施行）」など、障害のある方の権利を保障する様々な法制度が整えられてきました。近年整備された法律のなかでも、特に「障害者差別解消法⁶（平成 28 年施行）」は、障害者基本法の基本原則「差別*の禁止」を具体化する法律として、行政機関や事業者に対し、障害のある方への「不当な差別*的取扱い」を禁じ、「合理的配慮*の提供」を求めるなど、同法の施行により、障害のある方の権利擁護の取り組みが一層強化されることが期待されています。

また、令和 4 年の国際連合の障害者権利委員会に対する、障害者権利条約の第 1 回日本政府報告においては、「障害のある方の権利促進のための立法措置」等について高く評価された一方、「あらゆる活動分野において、全ての障害のある方への合理的配慮*の提供を確保するための措置を講じる事」等の懸念及び勧告も示されており、今後更なる取り組みが必要となります。

（3）災害・感染症等の非常時・緊急時の対応

障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいる間、平成 23 年に東日本大震災が発災し、多くの障害のある方々の生活が一変しました。障害特性に応じた配慮を避難所で受けすることが難しかった、普段服薬している薬を容易に手に入れることが出来なかった、支援者が来ることができなくなり必要なサービスを受けられなかつたなどの困難に直面し、想定をはるかに超える規模の災害により多くの課題が表出しました。震災後、本市では福祉避難所*の整備や災害時要援護者情報登録*制度の拡充などを進めてきました。また、令和 3 年の災害対策基本法の改正により努力義務となった個別避難計画*の作成についても取り組みを進めるなど、大規模災害を経験した都市として、災害時における障害のある方の安心・安全のあり方について、先導的な役割を果たすことが求められています。

4 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

5 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」

6 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

令和元年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間のうちに全世界に拡大し、国内では令和2年1月に初めて感染者が確認され、感染者の全国的な増加に伴い、同年4月には緊急事態宣言が出されました。その後、令和5年5月に感染症法⁷上の位置づけが5類感染症に移行されるまで、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保等、「新しい生活様式」に沿った対応が求められ、障害のある方の日常生活に様々な影響が生じたほか、障害福祉サービス事業所においても、感染拡大防止対策やクラスター対応等、これまで想定されていなかった様々な対応を求められました。災害や感染症等による予期せぬ非常時における障害のある方への配慮等について、状況に応じて速やかに対応していくことの必要性を改めて認識しました。

7 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

2 国等の障害者施策等の動向

(1) 障害理解・差別*解消

平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法は、社会の変化等に伴う内容の充実が求められることや、施行状況から判明した制度・運用の不十分な点について対応策を講じる必要があることから、平成 31 年 2 月より内閣府の障害者政策委員会において見直しの検討が進められ、令和 6 年 4 月から施行される改正法では、事業者による合理的配慮*の提供の義務化などが規定されました。

障害者差別解消法の改正を受け、令和 5 年 10 月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「障害者差別解消条例」という。）」も改正し、独自項目として障害理解教育の推進などを追加し、市民や事業者の障害理解を更に促進する取り組みを行っています。

(2) 障害のある子どもへの支援

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、医療的ケア児*が必要な支援を円滑に受けられるよう、地方公共団体において、保健、医療、福祉等の関連分野の連携体制の確保等が努力義務とされ、体制の整備が進められてきました。また、令和 3 年 9 月に「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児*への支援は国や地方公共団体の責務となり、社会全体で医療的ケア児*とその家族への更なる支援が求められています。

令和 5 年 4 月には、「こども基本法」の施行、こども家庭庁の設置により、子どもや若者に関する施策を総合的に推進していく基盤整備が図られ、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みが重要なとなっています。

これらを踏まえ、特別支援教育の充実や、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の充実など、より一層、障害のある子どもへの支援の充実に取り組んでいく必要があります。

（3）日々の暮らしや社会参加の基盤づくり

平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行、令和 5 年 3 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）」が策定され、文化芸術活動を通じて、障害のある方の個性と能力の発揮、社会参加の促進を図っていくための取り組みが求められています。

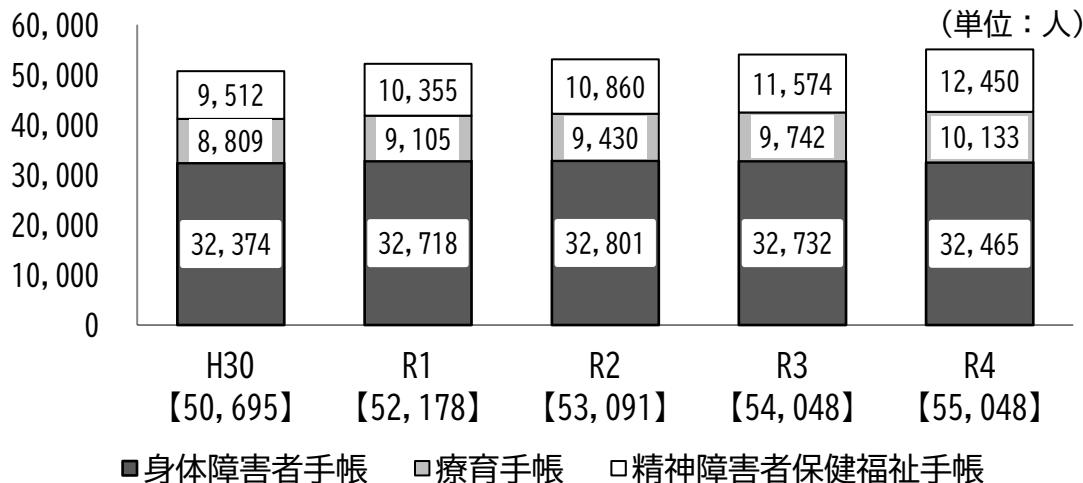
障害のある方の雇用においては、令和 6 年 4 月より、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることとされており、令和 8 年 7 月以降においては、民間企業の法定雇用率は 2.7%、国及び地方公共団体等は 3.0%（都道府県等の教育委員会にあっては 2.9%）に引き上げられることが決定しており、障害者雇用の一層の促進が求められています。

また、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和 4 年 5 月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、全ての障害のある方が、必要とする情報を十分に取得・利用でき、円滑な意思疎通が図られるよう、一層の取り組みが求められています。

3 本市の現状

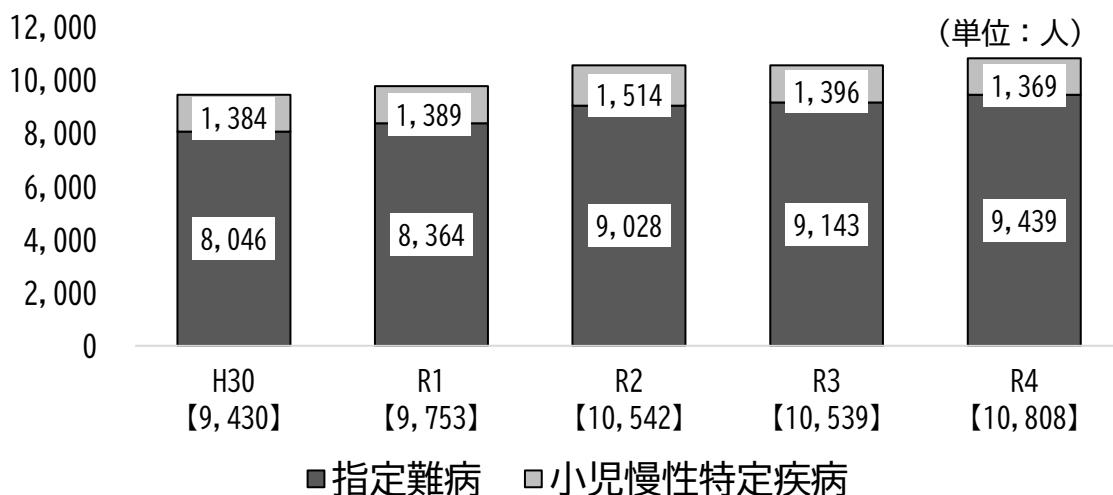
○ 障害者手帳所持者数⁸

障害者手帳の所持者数は4年間で4,353人(8.6%)増加しており、令和4年度末時点で55,048人となっています。近年、身体障害者手帳の所持者数はほぼ横ばいですが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加しています。



○ 指定難病*・小児慢性特定疾病*者数⁹

指定難病*患者数は増加傾向にあり、令和4年度末時点で9,439人が医療費助成の対象者です。また、小児慢性特定疾病*患者数は多少の増減はありますが、ほぼ横ばいとなっています。

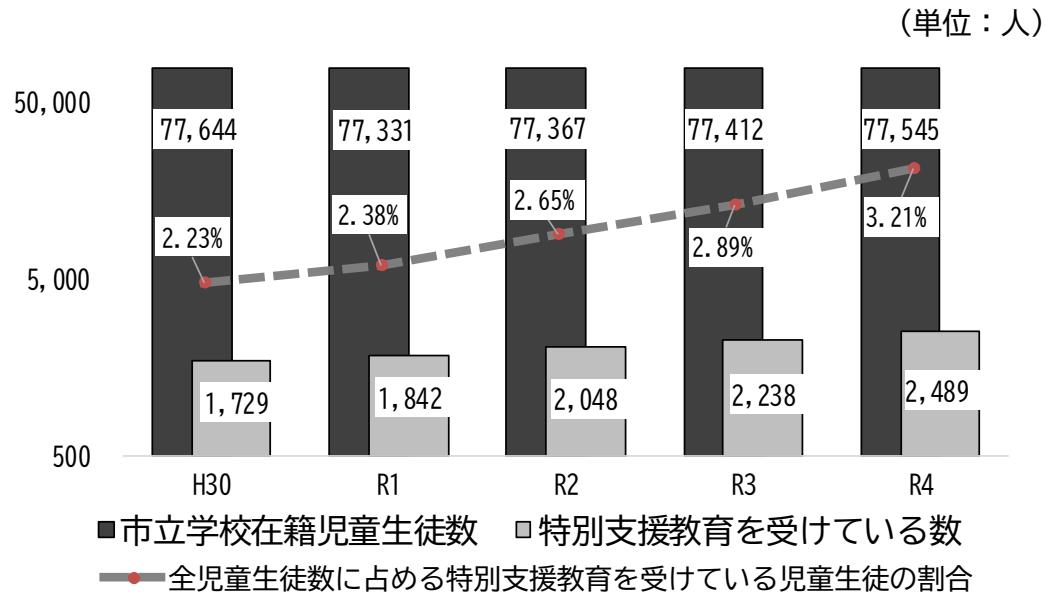


8 障害者手帳の集計日は、各年度3月31日時点。

9 指定難病*患者数は、医療費助成の対象者を計上。

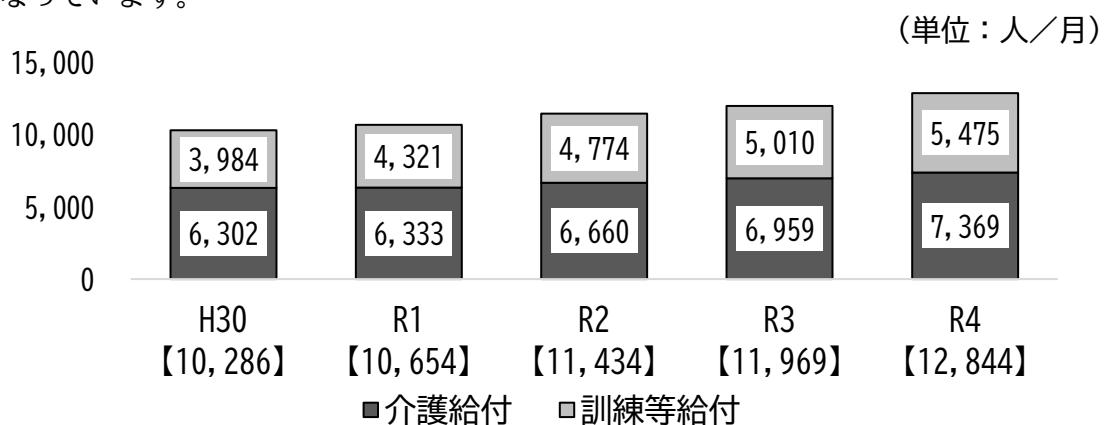
○ 特別な教育の場を活用している児童生徒数・割合¹⁰

市立小・中学校にて特別支援教育を受けている児童生徒数及び、全児童生徒数に占める割合は増加傾向にあります。



○ 指定障害福祉サービス等利用者数¹¹

指定障害福祉サービス等の利用者数は増加傾向にあり、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて 2,558 人／月（24.9%）増加しました。とりわけ、訓練等給付*の増加が顕著になっています。

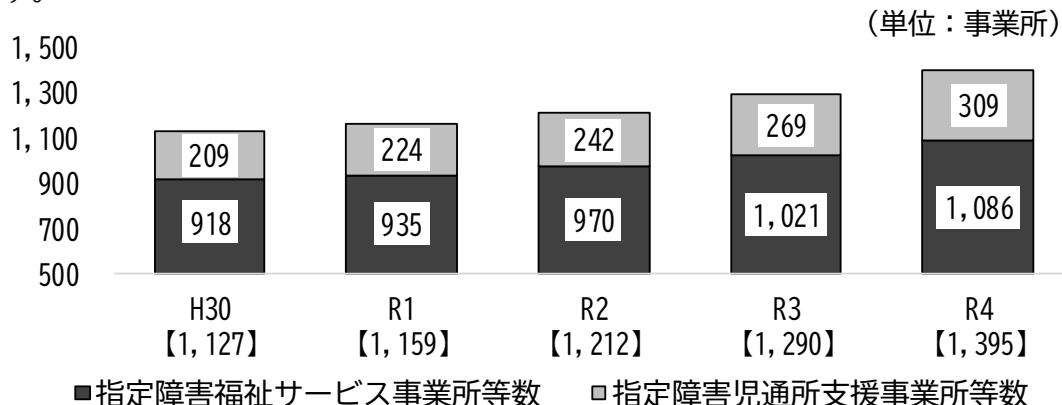


10 児童生徒数の集計日は、毎年度 5 月 1 日時点。高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校高等部を除く。（グラフは「仙台市特別支援教育推進プラン 2023」を基に作成）

11 介護給付*・訓練等給付*について、各年度 3 月における国保連への請求数を集計。介護給付*は居宅介護、行動援護、同行援護、短期入所、生活介護等のサービスを指し、訓練等給付*は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスを指す。

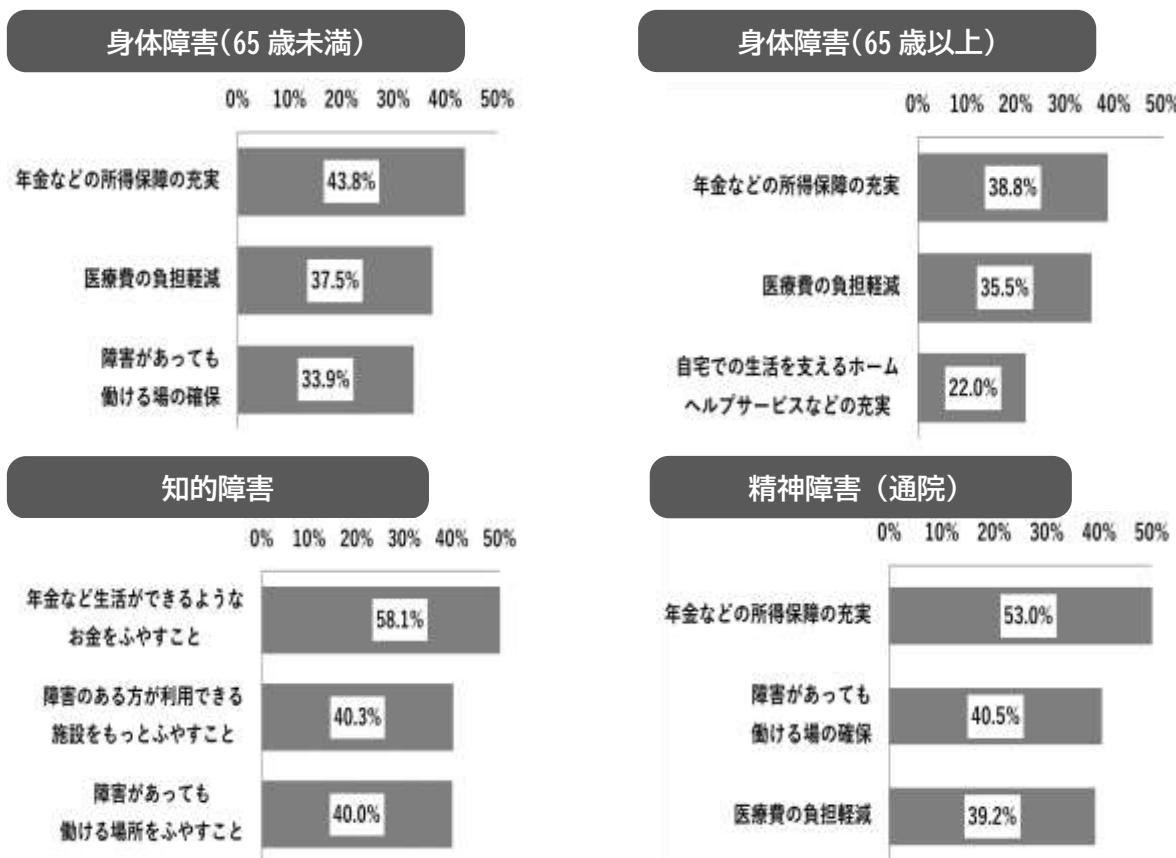
○ 指定障害福祉サービス事業所等数・指定障害児通所支援事業所等数

平成 30 年度から令和 4 年度にかけて、総事業所数は 268 事業所増加しています。

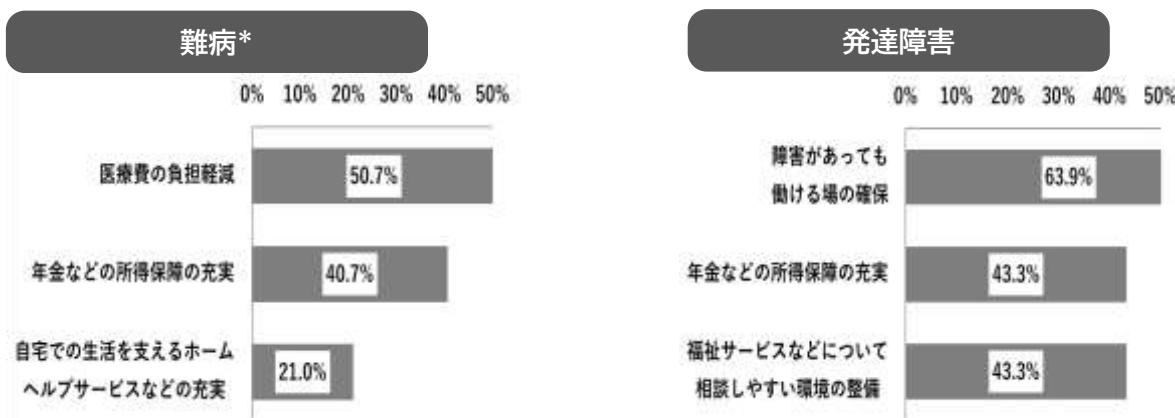


○ 今後充実してほしい施策¹²

全体的に、「年金などの所得保障の充実」が高い順位にありますが、難病*では「医療費の負担軽減」(50.7%)、発達障害では「障害があっても働く場の確保」(63.9%)が最も多くなっています。

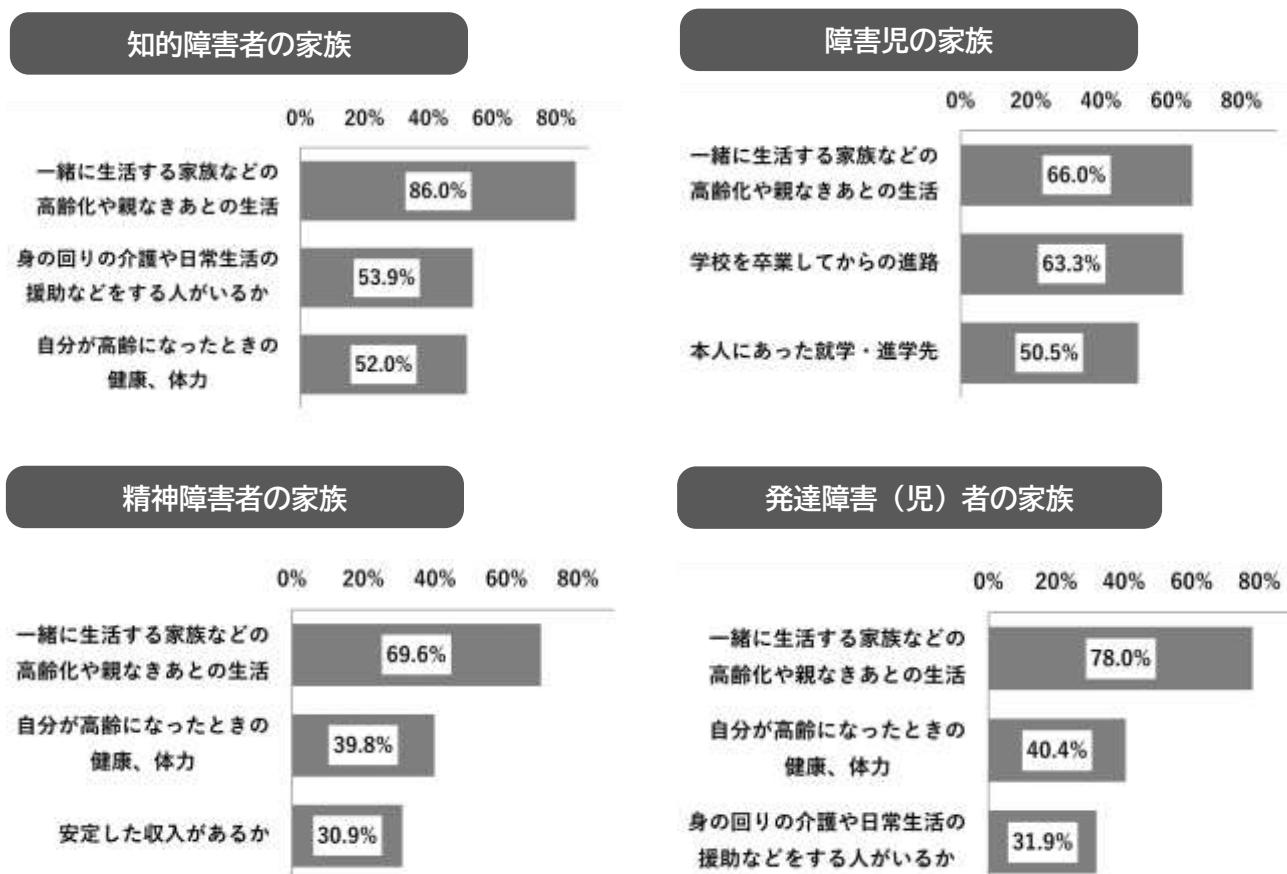


12 令和 4 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和 5 年 3 月）より



○ 将来のことでの不安に感じていること¹³

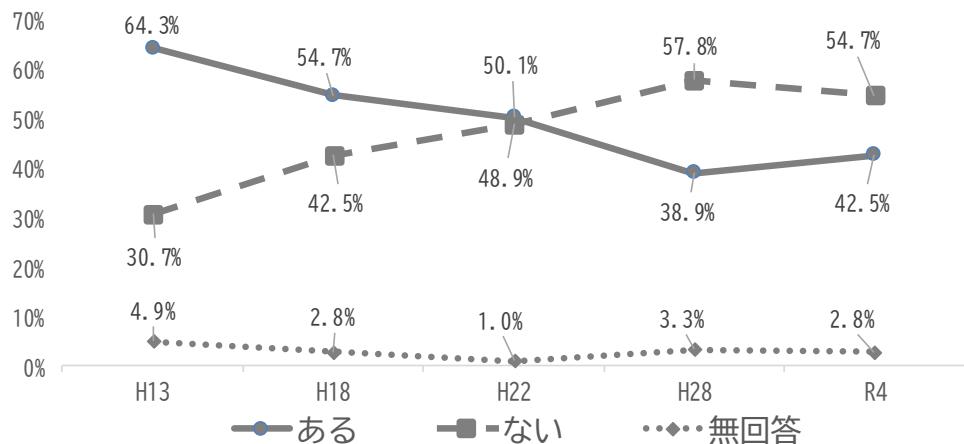
いずれの障害区分においても、「一緒に生活する家族などの高齢化や親なきあと*の生活」と回答した方が最も多くなっています。



13 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）より

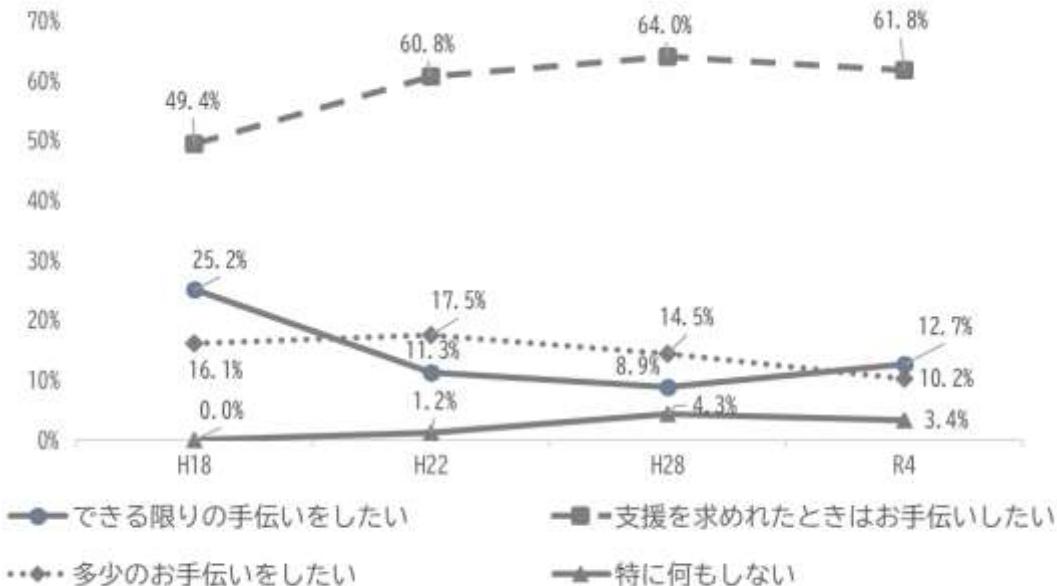
○ 障害のある方と接した経験があるか（相談相手になったり、支援をした経験）¹⁴

令和4年度調査では、障害のある方と接した経験がある人がわずかに増加し、42.5%となっています。



○ 近所にお住まいの障害のある方への手伝い¹⁵

令和4年度調査では、「できる限りのお手伝いをしたい」と回答した方が増加しており、「多少のお手伝いをしたい」、「特に何もしない」と回答した方は減少している傾向にあります。



14 グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

15 グラフは「仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書」を基に作成

4 前計画期間の振り返り

前計画では、5つの基本方針を定め施策を展開してきました。主な取り組みと課題は以下の通りです。

| 基本方針 | 主な取り組み | |
|-----------------------------|--|---|
| 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進 | <ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消条例の改正・障害理解サポーター事業・パラリンピックを契機としたパラスポーツによる障害理解促進事業 |  |
| 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実 | <ul style="list-style-type: none">・児童発達支援センターにおける支援の拡充・幼稚園・保育所・学校等と発達相談支援センター（以下「アーチル」という。）の連携の強化・重症心身障害児*・医療的ケア児*に対する支援 |  |
| 地域での安定した生活を支援する体制の充実 | <ul style="list-style-type: none">・基幹相談支援センター*の設置・障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援 |  |
| 生きがいにつながる就労と社会参加の充実 | <ul style="list-style-type: none">・一般就労*への移行促進、福祉的就労*の充実、障害者就労への理解促進・2020 東京パラリンピックに向けた選手発掘・育成関連事業・障害のある方のコミュニケーション支援 |  |
| 安心して暮らせる生活環境の整備 | <ul style="list-style-type: none">・(仮称)青葉障害者福祉センター、生活介護事業所の整備・障害福祉サービス従事者確保支援・指導監査の推進 |  |

本計画に向けた課題

- 本市令和4年度調査では、障害者差別解消条例の認知度は市民が約12%、障害のある方は 8～16%、その家族でも 14～38%程度であり、平成 28 年度調査から変化がない状況となっている。
- 事業者の合理的配慮*の提供が義務となったが、本市令和4年度調査では、市民の約71%が「合理的配慮*を知らない」と回答しており、周知啓発が必要。
- 改正条例では新たに「障害理解教育の推進」について明文化し、本市令和4年度調査でも障害理解を深めるための取り組みとして市民の約65%が「子どもの時から障害のある方とふれあう機会を増やすこと」と回答しており、子どもに対する障害理解の普及啓発に更に取り組んでいく必要がある。
- 発達障害の社会的認知度の高まりとともに、子どもの発達に不安を抱えた保護者からの相談がアーチルに集中しているため、待機期間が長期化している。
- 日々の生活の場である地域の保育所・幼稚園や学校等が、子育ての不安に関する助言や子どもの特性に応じた必要な配慮を行えるよう支援力を向上させる必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする障害のある子どもへの支援体制の構築・強化、保護者の孤立防止や就労ニーズへの対応に加え、ライフステージ移行に合わせて切れ目なく家族全体の支援のコーディネートを可能とする関係機関の連携やネットワークの強化が必要。
- 基幹相談支援センター*のバックアップのもと、相談支援事業所を中心に、障害のある方を地域で支援するためのネットワーク体制強化を進める必要がある。
- 重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方が、将来にわたり安心して暮らしていくよう、在宅サービスや住まいの確保、医療等の支援が必要。
- 様々な支援ニーズの把握に努め、障害特性等に配慮した各種支援体制の整備が求められている。また、各事業所の更なる支援の質の向上に向けて、事業所間のネットワーク形成や連携、人材育成のための支援が必要。
- 入院中の精神障害のある方の地域移行に向けた支援や地域移行関係者の人材育成、住まいの確保と居住支援に向けた検討が必要。
- 障害のある方のニーズに応じた就労機会の確保のため、法定雇用率引き上げに伴い新たに障害者雇用の対象となる企業等に対して障害者雇用のメリットやステップ等を周知し、就労支援ネットワークの強化等による事業所の支援の質の向上を図るとともに、利用者の工賃向上のため、ふれあい製品*の販売機会の確保や販売力強化のための取り組みを通して、福祉的就労*の充実を図る必要がある。
- 障害のある方が希望や能力特性に応じたスポーツ・文化芸術の活動へ参加する際のバリアを取り除くことや才能を発揮できる機会の確保、意思疎通・移動における環境整備の推進が必要。
- 将来的需要や障害特性に応じたニーズ等を考慮した施設の整備促進や、老朽化が進む障害者支援施設等の改築・修繕等に対する整備促進が必要。
- 障害福祉分野のイメージ向上や、事業所間の職員交流の強化等による、障害福祉分野の人材確保・人材定着の更なる支援が必要。
- 各種指導等を通した障害福祉サービス事業所の支援の質の向上や、障害のある方や家族の暮らしの質の向上につながる障害福祉関連事務の業務改善等の実施が必要。

第3章 計画の方向性

1 理念

共生のまち・共生する社会

本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念とし、本計画を推進します。

本市の計画においては、長年にわたり、国際障害者年*（昭和 56 年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション*」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。その後の社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成 23 年 3 月に策定した仙台市障害者保健福祉計画（平成 24～29 年度）以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。

障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が掲げられています。また、本市の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、仙台市基本計画 2021-2030 では、目指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしています。

こうした国や本市が目指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、前計画の理念を継承しつつ、仙台市基本計画 2021-2030 に掲げる都市像を踏まえて「共生のまち・共生する社会」を理念とします。

2 基本目標

一人ひとりが違いを認め合い、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

障害のある方が、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切です。

障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中には暮らしにくさや生きづらさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別*が生じています。

平成28年4月、本市では障害者差別解消条例を制定し、令和5年10月の条例改正においては、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の合理的配慮*の提供を義務化したほか、市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。

障害の有無に関わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちを暮らしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、本市では障害理解を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進します。

3 基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として、5つの基本方針を定めます。

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが必要です。市民や事業者の障害理解促進を図るため、教育部門等とも連携して、子どもから大人まで、様々な手法を用いて幅広く取り組みを進めます。

また、障害者差別*の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度*の利用支援など、権利擁護の取り組みを推進します。

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

障害のある児童に対する支援では、障害や発達の特性を早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要です。そのためには、日常の過ごしの場で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・保健・医療・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進めます。

また、重症心身障害児*や医療的ケア児*などより手厚い支援を必要とする児童への支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで連携強化を図るとともに、放課後等デイサービスや短期入所事業所等の充実など、必要な施策を展開します。

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

障害のある方が、自分の意思で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害等の特性に応じて、相談支援、生活支援、居住支援など必要な支援を展開します。

また、重症心身障害の方や医療的ケアが必要な方、強度行動障害*の方などが利用可能な地域の支援体制の整備や親なきあと*を見据えた生活の場の確保、サービスの質の向上に向けた連携強化、人材育成等の支援に取り組みます。

基本方針4 自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

障害のある方の希望に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品*の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図ります。

また、スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無に関わらず交流できる場を創出します。

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

誰もが暮らしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティ*の向上を推進するとともに、災害に備えた支援体制の整備を進めます。

重症心身障害、医療的ケア、強度行動障害*などより手厚い支援を必要とする方にも対応できる生活環境の実現に向けて、（仮称）青葉障害者福祉センター、生活介護事業所など地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組みます。

また、障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへ対応するため、人材の確保と定着の支援、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善を通じた市民サービス向上に向けた取り組みを進めます。

4 施策体系

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別*解消
- ② 虐待防止・成年後見制度*等

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 納付・手当等

基本方針4 自分らしさを發揮できる社会参加と就労の充実

- ① 一般就労*・福祉的就労*
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

基本方針1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

施策項目

① 理解促進・差別*解消

多様な機会や媒体等を活用して、市民の障害理解を促進します。また、障害を理由とする差別*に関する相談に適切に対応するとともに、合理的配慮*の提供を進める府内体制の整備及び事業者への周知等を実施します。

② 虐待防止・成年後見制度*等

虐待の予防及び早期発見、障害のある方の保護や自立に向けた支援、養護者の負担軽減につながる支援に取り組むとともに、障害者虐待防止の普及啓発を進めます。また、成年後見制度*における権利擁護にかかる地域連携ネットワークや中核機関機能の強化等の取り組み、日常生活自立支援事業との連携を通じて、権利擁護支援の充実を図ります。

重点取組

- ・ 地域における理解者の増加を目的とした普及啓発事業の強化
 - 障害理解サポーター事業について、企業・地域団体に加え、「障害理解教育」の観点から小学生まで対象を拡大し、障害のある当事者講師による講義・交流等を通じて、障害理解・差別*解消の普及啓発を行います。また、障害理解に関する特設サイトやWeb広告・SNS広告などを活用することで、若年層を中心に幅広い年齢層の方に向けた周知を行います。
- ・ パラスポーツによる障害理解の促進
 - パラスポーツを通して、障害のある方への理解者を増やしていくとともに、障害のある方とない方がパラスポーツに親しむきっかけづくりを通して、パラスポーツの振興を図ります。
- ・ 文化芸術活動を通じた障害理解に関する普及啓発の促進
 - 絵画や音楽などの文化芸術活動を通して、障害のある方とない方との交流の機会を提供するとともに、障害のある方の文化芸術活動への参加機会の充実や文化芸術活動を通した社会参加の促進等を目指す活動を支援し、障害のある方が文化芸術活動を行いやすい環境づくりを進めます。

成果指標¹⁶

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|---------------------------------------|---|--------|--------|--------|---|
| | R 6 | R 7 | R 8 | R 11 | |
| 障害のある方への理解が深まってきたと回答した割合 | - | - | - | 基準値比増 | 市民への障害理解の浸透度を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 52.1% ¹⁷ | | | | |
| 障害理解センター事業における障害理解センター養成研修実施回数 | 43回 | 46回 | 50回 | 50回 | 市民、事業者の障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 32回 | | | | |
| パラスポーツにかかるイベント等の開催回数 | 50回 | 55回 | 60回 | 70回 | パラスポーツを通した障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 49回 | | | | |
| Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI*の入場者数 | 3,900人 | 4,000人 | 4,100人 | 4,300人 | 文化芸術活動を通した障害理解促進の普及啓発の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和5年度 3,811人 | | | | |

基本方針2 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

施策項目

① 早期発見・早期支援

障害の早期発見を含めて乳幼児の健康の保持増進等を図るために、新生児等への訪問指導や乳幼児健康診査、5歳児のびのび発達相談*等を実施します。また、アーチルで発達障害の診療を行っている常勤医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築するほか、身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めながら、アーチル等の専門機関による支援が必

16 成果指標は、令和4年度又は令和5年度の事業実績や調査結果を基準値として目標値を定め、先頭は基本方針に係るアウトカム指標、その他は重点取組に係るアウトプット指標とする。

17 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）にて、市民が「深まってきた」、「少し深まってきた」と回答した割合

要な方々が、よりスムーズに相談できる環境を整えます。

② 保育・療育

幼稚園や保育所等の職員への相談対応、助言や、児童発達支援事業所と連携した療育支援を実施するとともに、対象児童の受け入れ環境を充実し、集団保育が可能な児童の特別支援保育を推進します。また、児童発達支援センターによる発達支援・家族支援・地域支援機能の充実を図ります。

③ 教育・発達支援

アーチル・幼稚園・保育所・学校等をはじめとした関係機関間の情報の共有と確実な引継ぎを行う仕組みを充実させることで、切れ目のない支援を行うとともに、子育て・教育分野におけるインクルージョンの推進*等、障害のある児童への支援の充実を図ります。

④ 放課後支援

放課後等デイサービスなどの療育支援を継続することで、就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るとともに、児童館等において、要支援児に対する細やかな配慮を行えるよう、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童館職員へ助言等を行う巡回指導や職員向け研修の更なる充実を図ります。

⑤ 家族支援

アーチルや児童発達支援センター等の相談支援等により発達障害児を抱える家族を支援するとともに、重症心身障害児*や医療的ケア児*等に対する支援ネットワークの強化など、家族の日常生活や社会生活を支えるための環境を整備します。

重点取組

- ・ 発達特性や環境に応じた就学前療育支援システム*や発達障害児の支援体制づくり
 - 児童発達支援センターの地域相談員をはじめとする地域支援機能の拡充や地域でのより頻回な支援ニーズに対応できるよう、自閉症児者相談センターの取り組みを推進するなど、各機関とアーチルが役割分担を行いながら、地域の支援機関と共に支援体制づくりを進めます。

- ・ インクルージョンの推進*に向けた子育て・教育・保健・医療・福祉に係る機関及び施策間の連携の強化と地域における支援力向上に向けた取り組み
 - インクルージョンの推進*に向けて、子育て・教育・保健・医療・福祉の連携を強化します。幼稚園・保育所・学校等における、個々の児童に応じた支援力のより一層の向上を目指し、発達支援にかかる情報提供や、アウトリーチ*を中心とした支援を行います。
- ・ 放課後等デイサービスにおける重症心身障害児*や医療的ケア児*の受け入れ促進
 - 重症心身障害児*や医療的ケア児*が身近な場所で放課後支援を受けられるように、主に重症心身障害児*を支援する放課後等デイサービス事業所の整備を促進するとともに、放課後等デイサービス事業所における医療的ケア児*の受け入れを促進します。

成果指標

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|-----------------------------|--|------------|------------|------------|--|
| | R6 | R7 | R8 | R11 | |
| 障害児の家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度 | - | - | - | 基準値比増 | 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実度を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.31 ¹⁸¹⁹ | | | | |
| 児童発達支援センターによる相談支援回数 | 2,500 回 | 2,750 回 | 3,000 回 | 3,750 回 | 児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能拡充の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 2,272回 | | | | |
| 児童発達支援センターによる施設訪問支援回数 | 1,600 回 | 1,800 回 | 2,000 回 | 2,600 回 | 児童発達支援センターは地域の中核施設となることが期待されており、地域支援機能拡充の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 1,435回 | | | | |

18 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

19 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|--|------------------------|-------|-------|-------|--|
| | R 6 | R 7 | R 8 | R 11 | |
| 保育所等訪問支援事業所による支援回数 | 432 回 | 480 回 | 528 回 | 672 回 | 地域の支援機関の支援体制強化の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和 4 年度 170 回 | | | | |
| アーチルによる施設支援を目的として訪問した学校数(通常学級・支援学級) | 17 校 | 22 校 | 27 校 | 42 校 | 訪問を通じた普及啓発及び学校との連携強化、校内支援力向上の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和 4 年度 5 校 | | | | |
| 主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数 | 19 箇所 | 25 箇所 | 31 箇所 | 32 箇所 | 重症心身障害児*を支援する体制の整備促進の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和 4 年度 14 箇所 | | | | |

基本方針3 地域での安定した生活を支援する体制の充実

施策項目

① 相談支援

区役所や相談支援事業所により総合的な相談支援を実施するとともに、専門的な相談機関（障害者総合支援センター（以下「ウェルポートせんだい」という。）、精神保健福祉総合センター（以下「はあとぽーと仙台」という。）、アーチル）や多様な障害特性に応じた相談機関（自閉症児者相談センター、視覚障害者支援センター等）、障害者相談支援体制を支える基幹相談支援センター*により相談支援を行うほか、地域の関係機関等との連携による重層的な支援体制の構築を図ります。

② 生活支援

障害特性に合わせた支援を行うことで、障害のある方が地域で安定して生活できる環境を整えていくとともに、区域の障害者自立支援協議会の運営等を通して、関係機関の連携強化を図り、効果的な支援の取り組みを推進します。

③ 居住支援

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくため、障害特性に応じてグループホームをはじめとした住まいの整備を促進するとともに、居住に伴う物理的なバリアを軽減するための環境整備等に取り組みます。

④ 地域移行・地域定着支援

精神科病院との連携体制の構築やピアソポーター*の活用に加え、安心して地域で暮らすための地域生活を支えるためのアウトリーチ*支援や、居住支援、地域移行関係者の人材育成に関する取り組みを行い、円滑な地域移行・定着を促進します。

⑤ 保健・医療・福祉連携

重症心身障害や医療的ケアに対する支援上の課題整理や支援のあり方について検討を進めるため、宮城県や当事者団体等と意見交換等を行います。また、障害の原因となる疾病の予防等のための健康づくりや健診の受診、ひきこもり*者の支援や自殺予防の推進、障害のある方の家族やヤングケアラー*の支援等に取り組みます。

⑥ 給付・手当等

障害福祉サービスの利用者が65歳に到達した場合、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により一定条件のもと軽減するなど、障害のある方の生活を支援するために、各種給付・手当等の施策を着実に実施します。

重点取組

- ・ 緊急時でも地域での生活を支えるための地域生活支援拠点*等の取組推進
 - 在宅で生活する障害のある方及びその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、緊急時の相談支援や受け入れ、その調整などのコーディネートを行う地域生活支援拠点*等の取り組みを推進します。
- ・ 地域における相談支援体制を支える基幹相談支援センター*の取組推進
 - 障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を更に強化・展開していくことを目的に、基幹相談支援センター*の委託化を進めます。

- 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等に対応した短期入所事業所における受け入れ促進やグループホームの整備促進
 - 医療的ケアを必要とする重症心身障害児*者などが利用可能な短期入所事業所における受け入れを促進していくほか、重症心身障害等のより手厚い支援を必要とする方に対応する共同生活住居の新設に対し整備費の補助を行い、親なきあと*も見据えた生活の場の確保を図ります。
- 視覚障害、高次脳機能障害*、難病*の方など多様な障害特性に応じたICT*機器利用支援や自立訓練などのきめ細かな支援の実施
 - 障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害*、難病*など、専門的支援を必要とする障害のある方に対して、ICT*機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションを行います。

成果指標

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|---|--|-----|-----|-----------|--|
| | R6 | R7 | R8 | R11 | |
| 障害のある方・家族の「障害のある方の福祉サービス」への満足度 | - | - | - | 基準値 比増 | 地域での安定した生活を支援する体制の充実度を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 障害者等保健福祉基礎調査結果 2.48 ²⁰²¹ | | | | |
| 地域生活支援拠点*における基幹相談支援センター*等とのケース検討回数 | 17回 | 17回 | 17回 | 17回 | 地域生活支援拠点*におけるネットワーク強化等の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 17回 | | | | |
| 基幹相談支援センター*における地域の相談機関との連携強化の取組件数 ²² | 80回 | 80回 | 80回 | 80回 | 基幹相談支援センター*による地域における相談支援体制強化の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 79回 | | | | |

20 「令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査報告書（令和5年3月）」を基に作成

21 「とても満足している」「満足している」「やや不満である」「とても不満である」の4段階評価の平均点を評価度としている

22 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点*

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|--|-----------------------|------------|------------|------------|---|
| | R6 | R7 | R8 | R11 | |
| 共同生活援助 (グループホーム)の利用者数/ 月 | 1,609 人 | 1,756 人 | 1,915 人 | 2,487 人 | 住まいの場の確保の進捗 状況を測るための指標と して設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 1,352人 | | | | |
| 短期入所事業所 (医療型)の利 用者数/ 月 | 34人 | 37人 | 40人 | 52人 | 短期入所事業所における 受け入れ促進に向けた取 り組みの進捗状況を測る ための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 28人 | | | | |
| 視覚障害者支援 センターにおけ るICT*機器等 利用に関する相 談者数 | 318人 | 332人 | 345人 | 345人 | 視覚障害のある方へのIC T*機器等利用支援の進捗 状況を測るための指標と して設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 276人 | | | | |

基本方針4 自分らしさを發揮できる社会参加と就労の充実

施策項目

① 一般就労*・福祉的就労*

企業に対する障害者雇用についての啓発や職場環境調整への支援、連絡会議を基盤とした取り組みや就労支援ネットワークの強化、事業所の工賃向上への支援等を通して、障害のある方が働きがいのある就労を安定して続けるための支援体制の充実を図ります。

② 日中活動

障害のある方の生きがいをつくるために、自立訓練や生活介護、創作活動や生産活動等の機会をつくるとともに、社会生活に役立つ知識や能力を習得するための各種研修等の機会を設けます。

③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術

パラスポーツ教室の開催やパラアスリートの発掘など、パラスポーツへの参加機会の拡大により理解を促進するとともに、社会参加促進等を図るためにレクリエーションや、国際交流や音楽、展覧会などの多様な文化芸術活動への参加機会を拡充します。

運営会議参加回数を計上

④ 当事者活動

自ら支えあうセルフヘルプ*グループや同じ障害のある方の相談に応じるピアカウンセリング*を支援することで障害のある方の自主的な活動を促進するとともに、障害のある方のボランティア活動を支援するなど社会参加を促進します。

⑤ 移動・外出支援

市内の移動に要する費用の一部を助成することや、身体障害、知的障害等により外出が困難な方に対し外出支援を行うことで、障害のある方の社会参加を促進します。

⑥ 意思疎通支援

手話通訳相談員を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記*等の各種奉仕員等の養成講座や派遣を行うことなどを通して、障害特性に応じた意思疎通支援の充実を図ります。

重点取組

- ・ 企業等に対する更なる障害者雇用への理解促進及び環境調整の支援
 - 障害者雇用率*の引き上げや短時間雇用の拡大等により、今後も更にサポートが必要となる企業への啓発・相談支援や、障害者雇用促進セミナーやふれあい製品*販売会等において、企業や事業所での多様な就労の場の周知を行っていくこと等を通して、障害のある方の就労への理解醸成を図ります。
- ・ 就労移行支援事業所等の支援スキル向上及び障害者就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの強化
 - 就労移行支援事業所等連絡会議の開催を通して、各事業所の課題を共有、分析しながら、関係機関や企業等と連携した支援ネットワークの構築や、研修会の開催等を通じた支援スキルの向上により、障害のある方へのサービスの充実を図ります。
- ・ ふれあい製品*の販売機会の確保や、工賃向上による働きがいのある福祉的就労*の充実
 - ふれあい製品*フェアや市内の商業施設での販売会等を通して、事業所のふれあい製品*の販売機会を確保するとともに、ふれあい製品*の販売力強化のための取り組みを行うなど、利用者の工賃向上を図ります。

- ・ 文化芸術やスポーツに参画しやすい環境の整備等を通じた社会参加の促進
 - 市内で活動を展開する多様な主体と連携しながら、障害の有無に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりや障害のある方がスポーツに参画しやすい環境づくりの推進を通じて、社会参加を促進します。

成果指標

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|--------------------------------------|--|-----|-----|-----------|--|
| | R6 | R7 | R8 | R11 | |
| 障害のある方・家族の希望に応じた社会参加や就労に向けた取り組みへの評価度 | - | - | - | 基準値 比増 | 障害のある方の希望に応じた社会参加や就労の推進の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらない、一人ひとりの状況に応じた就労や社会参加などの機会づくり（施策評価度2.55） ²³ | | | | |
| 障害者雇用促進セミナーの開催回数 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 企業への障害者雇用に関する啓発や、企業や関係機関への雇用・支援事例の周知等の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 3回 | | | | |
| 就労移行支援事業所等連絡会議の開催回数 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 就労移行支援事業所等連絡会議を基盤とした、就労移行支援・就労定着支援事業所の機能向上や、関係機関とのネットワーク強化の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 2回 | | | | |
| ふれあい製品*フェアや市内の商業施設等での販売会開催回数 | 20回 | 20回 | 20回 | 20回 | ふれあい製品*の販売機会の確保の進捗状況を測るために指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 14回 | | | | |

²³ 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|-------------------------------|-----|----|----|-----|---|
| | R6 | R7 | R8 | R11 | |
| 障害のある方の鑑賞、創造、発表の機会の拡大に資する取組回数 | 4回 | 4回 | 4回 | 4回 | 障害の有無等に関わらず、あらゆる人が文化芸術を享受し、新たな創造に寄与できる環境づくりの進捗状況を測るために指標として設定 |
| パラスポーツ教室開催回数 | 6回 | 6回 | 6回 | 6回 | 障害のある方がパラスポーツに参画しやすい環境づくりを通じた社会参加促進の取り組みの進捗状況を測るために指標として設定 |

基本方針5 安心して暮らせる生活環境の整備

施策項目

① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*

「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく建物等のバリアフリー化の推進や、「仙台市バリアフリー基本構想」に基づくバスや地下鉄、道路や都市公園等のバリアフリー*化を進めることで、障害の有無に関わらず、誰もが生活しやすいまちづくりを推進します。

② サービス提供体制の基盤整備

障害者総合支援法、児童福祉法に基づくサービスを安定的に提供できるように運用するとともに、地域で必要とされている施設等の整備、事業所への指導監査の推進、障害福祉関連事務の業務改善等を進めます。また、障害のある方が、高齢になっても同一の事業所を継続して利用できる共生型サービス*についても、円滑に実施できるように取り組みます。

③ 防災・減災等

個別避難計画*の作成や災害時要援護者情報登録*制度の推進、福祉避難所*の整備、事業所の業務継続計画（BCP）*策定の普及啓発等を通じて、災害時に障害のある方を支援する体制を整備するとともに、ボランティアの養成等により地域での支えあいを促します。

④ 事業所支援・人材支援

各専門相談機関による研修や障害者ケアマネジメント*従事者養成研修を通じて、事業所における障害福祉を担う人材の育成を側面から支援します。また、障害福祉に携わる人材の確保と定着に係る施策を開展します。

重点取組

- ・ (仮称) 青葉障害者福祉センターの整備
 - 障害のある方の地域における暮らしやすさ向上のため、地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した(仮称) 青葉障害者福祉センターの整備に向けた取り組みを進めます。
- ・ 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等のより手厚い支援が必要な障害のある方の日中活動の場である生活介護事業所の整備
 - 生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業したより手厚い支援が必要な障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供し、日中活動の場を確保します。
- ・ 人工呼吸器装着児者をはじめとする特別な備えが必要な障害のある方の災害時個別計画作成の推進
 - 災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるように、人工呼吸器装着児者等を対象に、災害時個別計画の作成を推進し、日頃からの支援体制を構築します。
- ・ 障害福祉分野で働く人材の確保と定着の支援
 - 障害福祉分野で働く人材の確保と定着のため、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施します。
- ・ 障害福祉事業関連事務の効率化
 - 障害福祉関連事務において、定型業務を外部委託で処理する障害福祉事務センターの設置等により、各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図ります。

成果指標

| 指標 | 目標値 | | | | 指標設定理由 |
|------------------------------------|--|--------|--------|--------|---|
| | R 6 | R 7 | R 8 | R 11 | |
| 障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに向けた取り組みへの評価度 | - | - | - | 基準値比増 | 障害のある方が暮らしがいの推進の状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 一人ひとりが尊重され、安心して暮らすことができるまちである (施策評価度 2.66) ²⁴ | | | | |
| (仮称)青葉障害者福祉センターの整備の進捗状況 | 実施設計 | 建設工事 | 建設工事 | 運営 | 施設整備の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 基本設計の着手 | | | | |
| 生活介護事業所の定員数 | 1,401人 | 1,464人 | 1,527人 | 1,716人 | 日中活動の場である生活介護事業所整備の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和5年度当初 1,338人 | | | | |
| 災害時個別計画の新規作成件数 | 20件 | 20件 | 20件 | 20件 | 災害時に一人ひとりへの支援を効果的に実施する体制整備の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 16件 | | | | |
| 事業所を対象とした人材確保・定着を支援するセミナーや交流会の実施回数 | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 | 事業所の採用活動や人材定着支援の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 1回 | | | | |
| 障害福祉事務センターの運営 | 設置 | 運営 | 運営 | 運営 | 各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を通じた適正な事務執行と市民サービスの向上の進捗状況を測るための指標として設定 |
| | 【基準値】 令和4年度 業務効率化に向けた業務分析の着手 | | | | |

24 令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書（令和5年9月）より

第4章 障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

1 成果目標

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労移行といった課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）で示された目標事項を基本としつつ、本市の障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）の実績や本市の施策の動向を踏まえ、成果目標を設定します。

成果目標一覧

| |
|--|
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 |
| (1) 施設入所者の地域生活への移行者数 |
| (2) 施設入所者数 |
| 2 地域生活支援の充実 |
| (1) 地域生活支援拠点*等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】 |
| (2) 強度行動障害*を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】 |
| 3 福祉施設の利用者における一般就労*への移行等 |
| (1) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型の合計) |
| (2) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数（就労移行支援） |
| (3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】 |
| (4) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数（就労継続支援A型） |
| (5) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数（就労継続支援B型） |
| (6) 就労定着支援事業の利用者数 |
| (7) 就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】 |

4 障害児支援の提供体制の整備等

- (1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】
- (2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】
- (3) 重症心身障害児*に対する支援
- (4) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
- (5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようになるための移行調整の協議の場の設置【新設】

5 相談支援体制の充実・強化等

6 障害福祉サービス等の質の向上

- (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】
- (3) 運営指導等・集団指導

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和8年度末までに、令和4年度末時点の全施設入所者数の524人のうち、6%（32人）以上の地域生活への移行を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--------------------------|------|----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 施設入所者の 地域生活への 移行者数 | 6人 | 2人 | 6人 | 10人 | 11人 | 11人 |

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとしています。
- ▶ 本市においても障害のある方の地域生活への移行を目指し、本市の目標として令和4年度実績の施設入所者数の6%（32人）を目標人数として設定します。

(2) 施設入所者数

令和8年度末時点の施設入所者数について、令和4年度実績（524人）と同水準を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 施設入所者数 | 531人 | 524人 | 524人 | 524人 | 524人 | 524人 |

- ▶ 国の基本指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することとしており、本市においても施設入所者の地域生活への移行を進めます。
- ▶ 一方、障害の程度や家族の状況等から施設入所が必要な方もいることから、本市の目標として令和4年度実績と同水準の目標人数を設定します。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点*等の支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築と運用状況の検証及び検討【新設】

支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、運用状況の検証・検討を年1回以上行う。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------------|------|-----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 基幹相談支援センター*等とのケース検討回数 | 6回 | 17回 | 17回 | 17回 | 17回 | 17回 |
| 実践報告会の開催回数(※) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 運用状況の検証・検討回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度までの間、地域生活支援拠点*を整備するとともに、コーディネーター等の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討することを基本とされています。
 - ▶ 本市では、地域生活支援拠点*、コーディネーター等については設置・配置済みであることから、ネットワークの強化等を目指します。
- ※ 緊急時の連携体制や予防的な支援が広く展開されるため、相談支援事業所、短期入所事業所、グループホーム等を対象に地域生活支援拠点*における支援の実践の報告・共有を行うもの。

(2) 強度行動障害*を有する障害者に関する状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新設】

強度行動障害*を有する障害者に関して、特性に適した環境調整や適切な支援が行われるよう、その状況や支援ニーズを把握し、強度行動障害*に対応できる機関として設置済みの「仙台市第二自閉症児者相談センター(ないいろ)」とアーチルの協働により、強度行動障害*に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|---------------------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 人材育成研修開催回数(※1) | 3回 (29名) | 18回 (159名) | 6回 (90名) | 6回 (90名) | 6回 (90名) | 6回 (90名) |
| 施設コンサルテーション実施回数(※2) | 33回 | 31回 | 33回 | 33回 | 33回 | 33回 |
| 支援体制整備へのスーパーヴァイズ*実施回数(※3) | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、強度行動障害*を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、強度行動障害*に対応できる機関を設置し地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めるとともに、強度行動障害*に対応できる人材の育成や、施設等の支援力向上を目指します。

※1 第二自閉症児者相談センター(ないいろ)による事業所訪問(アウトリーチ*)支援、行動障害研修の実施等。令和4年度は単年度の取り組みとして、新設の生活介護事業所等に集中的に訪問支援を行ったため、一時的に実績が増加。令和5年度は経常の年6回の実施を予定している。

※2 地域の日中活動の場(保育所、学校、通所施設等)への講師(専門職スーパーヴァイズ*)の派遣等。

※3 アーチル所内事業や研修等への講師(専門職スーパーヴァイズ*)の派遣。

3 福祉施設の利用者における一般就労*への移行等

(1) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数

(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型の合計)

令和8年度末時点において、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）を通じた一般就労*への移行者数を令和3年度実績である 327 人の 1.28 倍以上（426 人）とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 一般就労* への移行者数 | 327 人 | 344 人 | 361 人 | 382 人 | 403 人 | 426 人 |

▶ 国の基本指針の通り。

※本目標のうち、就労移行支援と就労継続支援 A 型・B 型の内数は 3 (2)、(4)、(5) となります。

(2) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数（就労移行支援）

令和8年度末時点において、一般就労*への移行者数を令和3年度実績である 284 人の 1.31 倍（373 人）以上とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 一般就労* への移行者数 | 284 人 | 315 人 | 329 人 | 343 人 | 357 人 | 373 人 |

▶ 国の基本指針の通り。

(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新設】

令和8年度末時点において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の6割以上とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 一般就労*へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 55.6% | 55.6% | 58.3% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |

- ▶ 前期実績を踏まえ、国の基本指針である事業所全体の5割以上を超える目標を設定します。

(4) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数（就労継続支援A型）

令和8年度末時点において、一般就労*への移行者数を令和3年度実績である28人の1.29倍(37人)以上とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-------------|------|-----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 一般就労*への移行者数 | 28人 | 17人 | 22人 | 27人 | 32人 | 37人 |

- ▶ 国の基本指針の通り。

(5) 福祉施設の利用者における一般就労*への移行者数(就労継続支援 B 型)

令和8年度末時点において、一般就労*への移行者数を令和3年度実績である12人の1.28倍(16人)以上とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------|------|----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 一般就労* への移行者数 | 12人 | 9人 | 10人 | 12人 | 14人 | 16人 |

▶ 国の基本指針の通り。

(6) 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度末時点において、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績である210人の1.41倍(297人)以上とすることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 就労定着支援 事業の利用者 数 | 210人 | 252人 | 262人 | 273人 | 285人 | 297人 |

▶ 国の基本指針の通り。

(7)就労定着支援事業における就労定着率及び就労支援のネットワーク強化や支援体制構築のための協議会（就労支援部会）等の設置【新設】

令和8年度末時点において、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目指す。また、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|------------------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 就労定着支援事業における就労定着率7割以上の事業所の割合 | 4.8% | 8.7% | 11.1% | 15.0% | 20.0% | 25.0% |
| 協議会(就労支援部会)等の設置 | | | 検討 | 検討 | 設置 | 運営 |

- ▶ 国の基本指針の通り。

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 障害児の地域支援体制の構築【新設】

児童発達支援センターによる地域における支援力向上を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 児童発達支援センターによる相談支援回数 | 1,537 回 | 2,272 回 | 2,400 回 | 2,500 回 | 2,750 回 | 3,000 回 |
| 児童発達支援センターによる施設訪問支援回数 | 701 回 | 1,435 回 | 1,500 回 | 1,600 回 | 1,800 回 | 2,000 回 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市ではすでに設置済み(11箇所)であるため、児童発達支援センターが地域の中核機関としてアーチルや障害児通所支援事業所等と連携し、地域における支援力向上を目指します。

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進【新設】

令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|---------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 児童発達支援センターによる相談支援回数(再掲) | 1,537 回 | 2,272 回 | 2,400 回 | 2,500 回 | 2,750 回 | 3,000 回 |
| 児童発達支援センターによる施設訪問支援回数(再掲) | 701 回 | 1,435 回 | 1,500 回 | 1,600 回 | 1,800 回 | 2,000 回 |
| 保育所等訪問支援事業所による支援回数 | 1回 | 170回 | 336回 | 432回 | 480回 | 528回 |

- ▶ 国の基本指針では、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けて、アーチルや児童発達支援センターが、幼稚園や保育所等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行います。

(3) 重症心身障害児*に対する支援

令和8年度末までに、主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内に 31 箇所以上確保することを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数 | 12 箇所 | 14 箇所 | 16 箇所 | 19 箇所 | 25 箇所 | 31 箇所 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児*を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを目指すこととしています。
- ▶ 本市では、すでに達成済みであるため、それを上回る目標を設定します。

(4) 医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、医療的ケア児*等に関するコーディネーター登録者数を、令和4年度末実績の 18 人から 22 人に増加させることを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--------------|------|------|------|------|------|------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| コーディネーター登録者数 | 16 人 | 18 人 | 19 人 | 20 人 | 21 人 | 22 人 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児*等に関するコーディネーターを配置することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、協議の場及びコーディネーターはすでに設置・配置済みであるため、コーディネーターの増員目標を設定します。

(5)障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置【新設】

障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和6年度末までに移行調整の協議の場の設置を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--------------|------|----|--------|------|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 移行調整の協議の場の設置 | | | 試行的に設置 | 設置 | 運営 | 運営 |

- ▶ 国の基本指針通り。
- ▶ 障害児入所施設に入所する児童の成人になる際の意思決定を支援し、その選択を尊重するために、各関係者が移行調整の場において協議を行い、障害児入所施設から成人期における障害福祉サービス等への円滑な移行を進めます。

5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センター*による地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|------------------------|------|-----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 合同事例検討会開催回数(※1) | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 | 5回 |
| 地域の相談機関との連携強化の取組件数(※2) | 48回 | 79回 | 68回 | 80回 | 80回 | 80回 |
| 協議会における個別事例の検討実施回数(※3) | 8回 | 25回 | 25回 | 25回 | 25回 | 25回 |

- ▶ 国の基本指針では、相談支援体制の充実・強化のための取り組みとして、基幹相談支援センター*の設置、地域の相談支援体制の強化、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を確保することを基本とすることとしています。
- ▶ 本市では、基幹相談支援センター*は設置済みであるため、地域の相談支援体制の強化や地域サービスの基盤の開発・改善を目指します。

※1 支援者の能力向上を目的に、基幹相談支援センター*、相談支援事業所、地域生活支援拠点*、発達障害地域支援マネジャー等が合同で事例検討を行うもの

※2 区自立支援協議会参加回数、ひきこもり支援連絡協議会・地域相談会参加回数、地域生活支援拠点運営会議参加回数を計上

※3 区自立支援協議会、ひきこもり支援連絡協議会において行う個別事例の検討実施回数を計上

6 障害福祉サービス等の質の向上

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

令和8年度末までに、宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に継続して参加し、支援の質の向上を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|------------------|------|-----|------|------|-----|-----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 研修への本市職員の参加・聴講者数 | 6人 | 35人 | 35人 | 36人 | 36人 | 36人 |

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 宮城県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への本市職員の参加・聴講者数を目標とします。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有【新設】

令和8年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、支援の質の向上を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|------------------------------|------|----|------|------|----|----|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数 | | | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

- ▶ 国の基本指針の通り。
- ▶ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(3) 運営指導等・集団指導

運営指導等及び集団指導を通じて障害福祉サービス等の質の向上を目指す。

| 項目 | 前期実績 | | | 今期目標 | | |
|--------------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|
| | R3 | R4 | R5見込 | R6 | R7 | R8 |
| 運営指導等の回数 | 63回 | 75回 | 120回 | 120回 | 125回 | 130回 |
| 集団指導への事業所参加率 | 64.0% | 65.5% | 75.0% | 75.0%以上 | 75.0%以上 | 75.0%以上 |

- ▶ 国の基本指針では、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるため、指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有を実施する体制を構築すること等を目標としています。
- ▶ 本市では、運営指導等及び集団指導を通して、事業者への指導の充実を図ることで、障害福祉サービス等の質の向上を目指します。

2 活動指標に係る見込量の推計の考え方

成果目標の達成のためには、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量や事業の実施回数等について見込むことが必要です。

国の基本指針に定める事項ごとに、これまでの実績の伸び率、本市が今後力を入れていく施策や想定される対象者の人数等の考慮すべき事項を踏まえ、各サービス等の見込量等を算出します。

3 見込量確保の方策等

(1) 障害福祉サービス

訪問系サービスについては、居宅介護などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう提供体制の整備に努めます。

また、日中活動系サービスについては、生活介護、就労支援、短期入所などの需要増加が見込まれることから、利用者の状態像の把握などを通して、利用者が適切なサービスを選択できるよう、特に重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*など、より手厚い支援を必要とする障害のある方への提供体制の整備に努めます。

さらに居住系サービスについては、共同生活援助（グループホーム）の需要増加が見込まれることから、事業者に対する補助制度等の情報の周知を行うとともに、制度への理解を深めてもらうことで、新規事業所の開設を促します。

(2) 相談支援

計画相談支援については、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員の数は増加していますが、障害福祉サービス受給者数の増加率は、それを上回っています。サービス等利用計画を必要とする方が支援を受けられるよう、障害福祉サービス事業所に対し、説明会や実務研修会の開催、訪問等により、運営モデルを提案することで、既存事業者の事業拡大や新規事業者の増加を促していくほか、計画相談支援をより利用しやすい環境を整備するために、実態の把握を進めます。

また、精神障害のある方を対象とした、地域移行支援と地域定着支援については、令和4年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の一部改正などにより、精神障害のある方の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害のある方の希望やニーズに応じた支援体制の整備が求められています。本市では精神保健福祉審議会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*

の構築に向けた検討の場として、地域移行・定着の事業促進に向けた検討を進めます。

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援については、子育て・教育・医療・保健・福祉等の関係機関の連携を推進し、ライフステージを通して切れ目のない支援の充実を図ります。

児童発達支援については、児童発達支援センターを拠点とし、児童発達支援事業所や関係機関等と連携し、相談支援や療育の提供を行います。

また、放課後等デイサービスについては、必要な見込量の確保が可能となるよう事業所の新規開設に向けた働きかけを行います。特に、重症心身障害等のより手厚い支援が必要な児童の受け入れが可能な事業所の新規開設に向けて、人材育成等を含めた受け入れ体制の拡充を進めます。

(4) 発達障害のある方等に対する支援

身近な地域で発達に関する不安や悩みを相談できる相談支援機能の強化に向けては、アーチルを中心として市内 11箇所の児童発達支援センターや区保健福祉センター、学校、障害福祉サービス事業所、子育て支援機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、支援者の支援力向上等の人材育成に努め、本人や保護者を支援する相談支援体制の構築に努めます。

また、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者で構成する「発達障害者支援地域協議会」において、課題の共有や関係者の連携の強化を図り、本市の実情に応じた支援体制の整備を進めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

平成 30 年度に精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉の関係者による協議の場として位置づけ、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向けた検討を開始しました。

当審議会では、2つの大テーマのうち、「地域における支援体制のあり方」について、令和 5 年 9 月に最終報告としてとりまとめました。もう 1 つの大テーマである「精神障害者の地域移行の推進」については、今後、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

基幹相談支援センター*において、従来の相談支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保するために、主に相談

支援事業所に対する支援者支援、人材育成、ネットワーク形成に取り組みます。

また、基幹相談支援センター*の将来的な委託化を見据え、各般の取り組みを通して、目的の達成に求められる機能や運用のあり方について整理を進めます。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

宮城県が実施する研修を活用し、本市職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させるとともに、運営指導等や集団指導を通して事業者への指導を充実させることで、支援の質の向上を目指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を事業所と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等を目指します。

(8) 地域生活支援事業*

意思疎通支援については、人材育成や派遣体制の整備を着実に進め、多様化する利用者のニーズに沿った支援の提供に努めます。

また、日常生活支援や社会参加支援などの各種事業については、障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送るためには、サービス提供体制の確保が必要であり、それを支える人材確保の取り組みを進めます。

(9) 地域生活支援促進事業*

障害者虐待の相談件数の増加や複雑な案件への対応のため、関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業所等に対して虐待防止研修を継続的に実施し、虐待の未然防止を図ります。

また、発達障害者支援体制整備事業について、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し事業所への支援を行うとともに、アーチルや関係機関が本人や保護者と協働してサポートファイル*を作成すること等を通じ、発達障害のある方や発達に不安を抱える方への支援の拡充を図ります。

4 見込量

(1) 障害福祉サービス

| | サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|--------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| ①訪問系 | 居宅介護 | 時間/月 | 45,542 | 46,009 | 48,610 | 49,964 | 51,357 |
| | | 利用者数/月 | 1,599 | 1,608 | 1,692 | 1,736 | 1,781 |
| | 重度訪問介護 | 時間/月 | 21,692 | 22,273 | 26,291 | 28,565 | 31,035 |
| | | 利用者数/月 | 61 | 56 | 62 | 65 | 68 |
| | 同行援護 | 時間/月 | 3,091 | 3,555 | 3,919 | 4,115 | 4,321 |
| | | 利用者数/月 | 214 | 222 | 223 | 223 | 223 |
| | 行動援護 | 時間/月 | 252 | 169 | 173 | 175 | 177 |
| | | 利用者数/月 | 10 | 11 | 12 | 13 | 13 |
| | 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 利用者数/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②日中活動系 | 生活介護 | 人日分/月 | 37,342 | 38,252 | 41,000 | 41,400 | 41,800 |
| | | 利用者数/月 | 1,896 | 1,897 | 2,050 | 2,070 | 2,090 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 人日分/月 | 315 | 262 | 262 | 262 | 262 |
| | | 利用者数/月 | 28 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| | 就労選択支援【新設】 | 利用者数/月 | | | | 39 | 117 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 人日分/月 | 2,976 | 3,086 | 3,070 | 3,070 | 3,070 |
| | | 利用者数/月 | 159 | 166 | 176 | 176 | 176 |
| | 就労移行支援 | 人日分/月 | 7,394 | 7,494 | 7,571 | 7,622 | 7,673 |
| | | 利用者数/月 | 439 | 442 | 448 | 451 | 454 |
| | 就労継続支援A型 | 人日分/月 | 9,823 | 11,754 | 13,680 | 14,763 | 15,846 |
| | | 利用者数/月 | 497 | 606 | 720 | 777 | 834 |
| | 就労継続支援B型 | 人日分/月 | 44,060 | 49,821 | 55,641 | 58,990 | 62,339 |
| | | 利用者数/月 | 2,651 | 2,879 | 3,273 | 3,470 | 3,667 |
| | 就労定着支援 | 利用者数/月 | 210 | 252 | 273 | 285 | 297 |
| | 療養介護 | 利用者数/月 | 130 | 127 | 137 | 142 | 147 |
| | 短期入所 （福祉型、医療型） | 人日分/月 | 2,112 | 2,682 | 3,129 | 3,380 | 3,651 |
| | | 利用者数/月 | 377 | 488 | 571 | 617 | 667 |

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------|------------|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| ③居住系 | 自立生活援助 | 利用者数/月 | 7 | 4 | 7 | 8 |
| | 共同生活援助 | 利用者数/月 | 1,236 | 1,352 | 1,609 | 1,756 |
| | 施設入所支援 | 利用者数/月 | 531 | 524 | 524 | 524 |
| | 地域生活支援拠点*等 | 設置カ所数 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | コーディネーターの配置人数 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| | | 検証・検討の実施回数/年 | 1 | 1 | 1 | 1 |

(2) 相談支援

| サービスの種類 | 単位 (月間) | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 計画相談支援 | 利用者数 | 1,436 | 1,506 | 1,671 | 1,854 | 2,057 |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 1.8 | 1.8 | 3.0 | 4.0 | 5.0 |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 6.5 | 9.4 | 13.0 | 18.0 | 25.0 |

(3) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 児童発達支援 | 人日分/月 | 6,057 | 6,603 | 7,874 | 8,583 | 9,355 |
| | 利用者数/月 | 766 | 865 | 1,085 | 1,215 | 1,361 |
| 放課後等デイサービス | 人日分/月 | 28,562 | 33,677 | 38,318 | 42,150 | 46,365 |
| | 利用者数/月 | 2,141 | 2,436 | 2,948 | 3,242 | 3,567 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分/月 | 0 | 21 | 36 | 40 | 44 |
| | 利用者数/月 | 0 | 13 | 18 | 20 | 22 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分/月 | 17 | 49 | 56 | 56 | 56 |
| | 利用者数/月 | 4 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| 福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 | 利用者数/月 | 51 | 54 | 56 | 56 | 56 |
| 障害児相談支援 | 利用者数/月 | 244 | 266 | 300 | 339 | 383 |

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------------------------------------|-----|------|-----|-------|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 医療的ケア児*等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 人/年 | 16 | 18 | 20 | 21 | 22 |
| 特別支援保育事業 | 人/年 | 569 | 596 | 686 | 686 | 686 |
| 居宅訪問型保育事業【新設】 | 人/年 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 放課後児童健全育成事業 | 人/年 | 365 | 382 | 375 | 375 | 373 |

(4) 発達障害のある方に対する支援

| サービスの種類 | 単位 (年間) | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 発達障害者支援地域協議会の開催 | 回 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 発達障害者支援センターによる相談支援 | 件 | 8,600 | 9,163 | 9,100 | 9,100 | 9,100 |
| 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言 | 件 | 2,633 | 2,998 | 3,100 | 3,300 | 3,500 |
| 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発 | 件 | 6 | 21 | 12 | 12 | 12 |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者） | 人 | 233 | 248 | 290 | 290 | 300 |
| | 人 | 13 | 13 | 15 | 15 | 15 |
| ペアレントメンターの人数 | 人 | 33 | 33 | 34 | 35 | 36 |
| ピアサポートの活動への参加人数 | 人 | 390 | 363 | 410 | 410 | 410 |

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|--------------------------------------|----------|------|-----|-------|------|------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 | 回/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 | 人/年 | 18 | 15 | 19 | 19 | 19 |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 目標設定の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| | 評価実施回数/年 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 精神障害者の地域移行支援 | 利用者数/月 | 1.8 | 1.3 | 3.0 | 3.0 | 4.0 |
| 精神障害者の地域定着支援 | 利用者数/月 | 6.5 | 8.5 | 12.0 | 17.0 | 23.0 |
| 精神障害者の共同生活援助 | 利用者数/月 | 455 | 507 | 628 | 699 | 778 |
| 精神障害者の自立生活援助 | 利用者数/月 | 4 | 2 | 5 | 5 | 6 |
| 精神障害者の自立訓練 (生活訓練) 【新設】 | 利用者数/月 | 142 | 141 | 142 | 142 | 142 |

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

| サービスの種類 | 単位 (年間) | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------------------------------------|--------------------|------|-----|-------|-----|-----|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 基幹相談支援センター*の設置 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター*による地域の相談支援体制の強化【新設】 | 訪問等による指導助言件数 | 289 | 197 | 207 | 207 | 207 |
| | 人材育成の支援件数 | 392 | 469 | 347 | 347 | 347 |
| | 地域の相談機関との連携強化の取組件数 | 48 | 79 | 80 | 80 | 80 |
| | 合同事例検討会開催回数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善【新設】 | 事例検討実施回数 | 8 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| | 参加事業者・機関数 | 24 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 専門部会の設置数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 専門部会の実施回数 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取り組み

| サービスの種類 | 単位 (年間) | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|----------------------------|---------------|------|------|------------|------------|------------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 人 | 6 | 35 | 36 | 36 | 36 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 回 | | | 1 | 1 | 1 |
| 運営指導等の実施 | 回 | 63 | 75 | 120 | 125 | 130 |
| 集団指導の実施 | % (事業所参加率) | 64.0 | 65.5 | 75.0 以上 | 75.0 以上 | 75.0 以上 |

(8) 地域生活支援事業*

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|--------------------|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | 実施力所数 基幹相談支援センター*設置の有無 | 16 有 | 16 有 | 16 有 | 16 有 | 16 有 |
| | 住宅入居等支援事業実施有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度*利用支援事業 | 制度利用申請件数（障害）／年 | 28 | 32 | 39 | 46 | 53 |
| 成年後見制度*法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | | |
| ①手話通訳者派遣事業 | 派遣人數／年 | 1,016 | 968 | 1,038 | 1,038 | 1,038 |
| ②要約筆記*者派遣事業 | 派遣人數／年 | 78 | 24 | 53 | 53 | 53 |
| ③手話通訳者設置 | 設置数 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| ① 必須事業 日常生活用具等給付事業 | | | | | | |
| ①介護・訓練支援用具 | 給付件数／年 | 96 | 120 | 121 | 122 | 123 |
| ②自立生活支援用具 | 給付件数／年 | 203 | 208 | 210 | 212 | 214 |
| ③在宅療養等支援用具 | 給付件数／年 | 196 | 199 | 200 | 202 | 204 |
| ④情報・意思疎通支援用具 | 給付件数／年 | 241 | 278 | 280 | 282 | 284 |
| ⑤排泄管理支援用具 | 給付件数／年 | 23,637 | 23,404 | 23,404 | 23,404 | 23,404 |
| ⑥居宅活動動作補助用 | 給付件数／年 | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 合計 | 給付件数／年 | 24,397 | 24,234 | 24,240 | 24,247 | 24,254 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 養成講習修了者数／年 | 30 | 34 | 40 | 40 | 40 |
| 移動支援事業 | 利用時間数／年 | 100,309 | 106,342 | 109,958 | 113,696 | 117,562 |
| | 利用者数／年 | 712 | 761 | 790 | 820 | 851 |
| 地域活動支援センター（基礎的事業） | 実施力所数 | 12 | 13 | 12 | 12 | 12 |
| | 利用者数／年 | 373 | 409 | 404 | 407 | 410 |
| 地域活動支援センター（機能強化事業） | 実施力所数 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 利用者数／年 | 185 | 162 | 167 | 167 | 167 |

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|--------------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 専門性の高い相談支援事業 | | | | | | |
| ①発達障害者支援センタ 一運営事業 | 実施回数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数／年 | 4,377 | 5,274 | 5,200 | 5,200 | 5,200 |
| ②障害児等療育支援事業 | 実施回数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | | | | | | |
| ①手話通訳者 | 養成講習 修了者数／年 | 5 | 5 | 20 | 20 | 20 |
| ②要約筆記*者 | 養成講習 修了者数／年 | 8 | 6 | 10 | 10 | 10 |
| ③盲ろう*者向け通訳・ 介助員 | 養成講習 修了者数／年 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| ④失語症者向け意思疎通 支援者 | 養成講習 修了者数／年 | 0 | 19 | 8 | 8 | 8 |
| 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | | | | | | |
| ①広域派遣（手話通訳 者・要約筆記*者） | 派遣人数／年 | 20 | 21 | 18 | 18 | 18 |
| ②盲ろう*者向け通訳・ 介助員 | 派遣人数／年 | 321 | 467 | 440 | 440 | 440 |
| | 派遣利用時間 ／年 | 1,185 | 1,715 | 2,059 | 2,059 | 2,059 |
| ③失語症者向け意思疎通 支援者 | 派遣人数／年 | | | 50 | 50 | 50 |
| | 派遣利用時間 ／年 | | | 100 | 100 | 100 |
| 広域的な支援事業 | | | | | | |
| ①精神障害者地域生活支援広域調整等事業 | | | | | | |
| ア 地域生活支援 広域調整会議等 事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| イ 地域移行・地 域生活支援事業* | ピアスタッフ 人数 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| ②発達障害者支援地域協 議会による体制整備事 業 | 協議会開催 回数／年 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|--------------------------|----------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 日常生活支援 | | | | | | |
| ①福祉ホームの運営 | 実施カ所数 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数/年 | 42 | 46 | 39 | 40 | 41 |
| ②訪問入浴サービス | 利用者数/年 | 122 | 117 | 120 | 120 | 120 |
| ③生活訓練等 | 利用者数/年 | 572 | 592 | 625 | 625 | 625 |
| ④日中一時支援 | 回数/年 | 227 | 312 | 312 | 312 | 312 |
| | 利用者数/年 | 9,399 | 11,093 | 11,093 | 11,093 | 11,093 |
| ⑤地域移行のための安心生活支援 | 地域生活支援拠点*設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| ⑥医療型短期入所事業所開設支援 | 新規開設事業所数/年 | | | 1 | 1 | 1 |
| ⑦巡回支援専門員整備 | 実施児童館数 | 57 | 49 | 50 | 50 | 50 |
| 社会参加支援 | | | | | | |
| ①レクリエーション活動等支援 | 参加者数/年 | 1,043 | 2,507 | 3,321 | 3,321 | 3,321 |
| ②芸術文化活動振興 | 参加者数/年 | 439 | 10,277 | 13,596 | 13,732 | 13,869 |
| ③点字・声の広報等発行 | 利用者数/年 | 606 | 624 | 624 | 624 | 624 |
| ④奉仕員養成研修 | | | | | | |
| ア 点訳奉仕員 | 養成研修修了者数/年 | 9 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| イ 朗読奉仕員 | 養成研修修了者数/年 | 8 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ⑤障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 | 新規相談件数/年 | 21 | 18 | 22 | 22 | 22 |
| | 研修開催回数/年 | 3 | 15 | 20 | 20 | 20 |

(9) 地域生活支援促進事業*

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|-------------------------------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 累積受講者数／年 | 128 | 130 | 150 | 170 | 190 |
| 発達障害者支援体制整備事業 | マネジャー配置数 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | マネジャー支援延件数／年 | 1,358 | 1,466 | 1,290 | 1,390 | 1,490 |
| | 自閉症センター相談延件数／年 | 6,676 | 7,169 | 9,801 | 9,801 | 9,801 |
| | セミナー等開催回数／年 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | サポートファイル*作成数／年 | 330 | 280 | 355 | 355 | 355 |
| | 自立支援事業利用者数／年 | 5 | 6 | 10 | 10 | 10 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度*普及啓発事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 発達障害児者及び家族等支援事業 | ペアレントトレーニング等受講者数／年 | 233 | 248 | 290 | 290 | 300 |
| | ペアレントメンター数／年 | 33 | 33 | 34 | 35 | 36 |
| | ピアサポート参加人数／年 | 390 | 363 | 410 | 410 | 410 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 障害者ICT*サポート総合推進事業 | 訓練支援者数／年 | 27 | 63 | 70 | 70 | 70 |
| | ボランティア養成者数／年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 | 利用者数／年 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業【新設】 | 利用者数／年 | / | 0 | 1 | 1 | 1 |

| サービスの種類 | 単位 | 前期実績 | | 今期見込量 | | |
|---------------|--------|------|----|-------|----|----|
| | | R3 | R4 | R6 | R7 | R8 |
| 入院者訪問支援事業【新設】 | 支援員の育成 | | | 有 | 有 | 有 |
| | 支援員の派遣 | | | | 有 | 有 |

第5章 計画の推進

1 推進体制

子育て支援、教育などを所管する庁内関係部局や、福祉の担い手となる様々な主体と協働して、本計画の施策を総合的に推進します。また、学識経験者、障害当事者、障害者団体や関係機関などで構成される仙台市障害者施策推進協議会により監視等を実施します。

2 各主体の役割

(1) 行政（仙台市）

国や宮城県、関係機関と協調し、様々な主体と連携することで、支援のネットワークを強化し、障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体・事業所

団体や事業所間の連携を深めることで、生活の支援や当事者活動の一層の促進を図り、障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業

障害のある方の雇用の拡大を図るとともに、地域や社会を構成する一員として、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(4) 地域

地域における市民、団体、企業などのつながりが強くなることで、障害があっても安心して暮らすことができる環境づくりに結びつくことが期待されます。

(5) 市民

市民の障害理解が一層進み、正しい理解と意識を持って、障害のある方もない方も、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めていく必要があります。

3 計画の普及・啓発

本市のホームページへの掲載や各区役所での配布など、本市の障害者施策の考え方や内容について、広く市民に周知します。また、点字版、テキスト版、デイジー*版、音声版、拡大版、計画の大切なところをわかりやすく説明する版などを作成することで、障害により情報を得ることが難しい方に対する情報保障*を充実します。

4 計画の達成状況の点検及び評価

成果指標、計画関連事業、成果目標及び見込量については、定期的に実績を把握し、その達成状況を検証したうえで、毎年度、仙台市障害者施策推進協議会に報告し公表するものとします。当協議会においては、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、この結果に基づいて所要の対策を検討・実施します。

また、令和8年度に障害者保健福祉計画の中間評価を行い、今期計画期間中の実績や、法改正など社会環境の変化に伴う見直しを実施します。

第6章 計画関連事業一覧

(1)共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

① 理解促進・差別*解消

| | | |
|-------|-------------------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害者差別*解消 | 障害を理由とする差別*の解消を推進するため、普及啓発・交流等の各種事業を行うとともに、個別相談への対応に着実に取り組む。 |
| | 障害理解センター事業 | 障害のある方への理解や、障害のある方の社会参加を推進するため、企業・団体・学校などに対して障害当事者などの講師を派遣して、障害に関する良き理解者としてのセンターを養成する。 |
| | 合理的配慮*の提供支援に係る補助金及びアドバイザー派遣制度 | 令和5年10月より義務化された「事業者による障害のある方への合理的配慮*の提供」を支援するため、市内事業者を対象に、イベント等開催時における手話通訳・要約筆記*者派遣費用の一部を助成するほか、障害のある当事者アドバイザーを派遣する。 |
| | パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業 | パラスポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、パラスポーツの普及・啓発を行う。 |
| | 市民交流による障害理解・差別*解消に関する普及啓発事業 | 絵画や音楽などの文化芸術活動や、児童館などを会場とした手話ワークショップ等の開催により、障害のある方とない方の交流の機会を提供するとともに、広く市民に対して、障害を理由とする差別*の解消に向けた機運の醸成及び障害理解の促進を図る。 |
| | 文化芸術による障害のある方とない方の相互理解促進事業 | 障害のある方とない方の相互理解促進のため、心の輪を広げる体験作文及び障害者週間*のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。 |
| | 芸術活動を通じた障害のある方の生きがいづくり | 公募展への助成をするとともに市役所本庁舎の仮囲いをアート展示に活用することで、市民への障害理解の促進を図る。 |
| | 障害のある方もない方も楽しめる各種イベントの開催 | 障害のある方の文化芸術活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため、福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。 |
| | 障害理解のための広報・啓発活動の推進 | 市政だより等の広報、報道機関への積極的な情報提供、福祉まつりなどのイベント等、多様な媒体・機会を活用し、障害のある方の市民理解の促進等を図る。 |
| | 障害者相談員による支援 | 障害者福祉に見識のある障害当事者やご家族等を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別*解消を推進する環境を整える。 |

| | | |
|----------|------------------------------|--|
| | 精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発 | 精神保健福祉ハンドブックの作成や、精神障害のある方自身が自らの疾病体験を語る手法（スピーカーズ・ビューロー）により、精神疾患・精神障害に対する市民への偏見除去等に取り組む。 |
| | 難病*等普及啓発 | 難病*患者等に対する相談支援体制を強化するため、相談に携わる人材の育成を行うとともに、市民に対する啓発活動を行う。 |
| | 医療観察制度*対象者への支援 | 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、医療観察制度*対象者の社会復帰と差別*解消を推進するため、保健・福祉・医療機関及び保護観察所と連携して同対象者の支援に当たる。 |
| | 補助犬*の普及促進 | 補助犬*の普及促進を図るため、補助犬*への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターを配布するとともに、補助犬*を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。 |
| | 市政出前講座の活用等による各種研修の実施 | 障害者保健福祉計画、障害のある方の福祉サービス等の様々なテーマについて、市民からの要請に応じ講座を実施する。 |
| | 世界エイズデーに係る人権啓発キャンペーン | 12月1日の世界エイズデーにあわせ、人権啓発キャンペーンとして、人権啓発ポスター作成・関係機関への送付や地元新聞社オンライン版に啓発バナー掲出、駅構内や街頭での啓発イベントやHIV即日検査会、区役所でのパネル展等を実施する。 |
| | 仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等 | ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。 |
| | 心のサポーター養成事業 | 精神疾患に対する正しい知識と理解をもった「心のサポーター」を養成し、地域における市民の見守りや支え合いを広げ、精神疾患の予防や早期発見・早期治療を推進する。 |
| まちづくり政策局 | ダイバーシティ*推進 | まちの包摂的成長を通じた「世界から選ばれる都市」の実現に向け、国籍や年齢、性別、障害の有無等に関わらず、個性や価値観を尊重し合い、ひとの活躍を促進する機運を醸成するため、イベントの開催など、まち全体でのダイバーシティ*推進につながる取り組みを行う。併せて、今後本市が注力していく取り組みの基本的方向性やアクションに関する戦略の策定等を行う。 |

| | | |
|-------|-------------------------------------|---|
| 文化観光局 | 障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進 | 「発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ポッチャの体験会を実施する等、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のある方もない方もスポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを目指す。 |
| 教育局 | 心のバリアフリー*推進事業 | 小中学校において、パラスポーツや文化・芸術活動を通じた交流及び障害のある当事者を招聘しての学習や障害体験プログラムにより、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。 |
| | 市民センターにおける各種事業 | 市民センターにおいて、市民が障害に関する理解を深めるとともに、障害のある方も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。 |
| 交通局 | 交通事業に関する心のバリアフリー*化の推進 | 小中学生を対象とした交通バリアフリー*教室の実施や利用者へのバリアフリー*マナーアップの啓発、交通事業に従事する職員へのバリアフリー*教育等を実施する。 |

| ② 虐待防止・成年後見制度*等 | | |
|-----------------|----------------------|---|
| 健康福祉局 | 虐待防止体制の整備 | 障害者虐待防止法をふまえ、障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援等を行うための体制整備を図るとともに、障害者虐待防止について普及啓発を進める。 |
| | 成年後見制度*の利用支援 | 判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある方について、配偶者及び2親等内の親族がないとき等に、必要に応じて市が成年後見制度*の申し立てを行う。また一定の要件に基づき、申し立てに係る諸費用等を助成する。 |
| | 日常生活自立支援(市区権利擁護センター) | 仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）や各区権利擁護センターにおいて、障害等により判断能力が十分でない方が、地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行うとともに、仙台市成年後見総合センターにおいて、成年後見制度*利用についての相談及び裁判所への申立支援等を行う。 |

(2)障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

① 早期発見・早期支援

| | | |
|--------|--------------------------------|--|
| 健康福祉局 | 発達障害に関する専門性の確保と地域医療とのネットワークづくり | アーチルで発達障害の診療を行っている常勤医による研修等により、地域のかかりつけ医とのネットワークを構築する。 |
| | 発達評価体制強化事業 | 発達障害に関する医療相談をはじめ、アーチルの評価体制の強化を図る。 |
| | 発達相談総合情報提供 | 発達に関する相談窓口や支援施策などの情報を網羅したパンフレットを作成し、総合的な情報提供を行う。 |
| こども若者局 | 新生児等への訪問指導 | 妊娠婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るために、全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。 |
| | 乳幼児健康診査 | 障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達、養育状況を把握し、適切に支援するため、乳幼児健康診査を行う。 |
| | 5歳児のびのび発達相談* | 就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に、相談を実施し、早期支援につなげる。 |
| | 先天性代謝異常検査等の実施 | 検査等の実施により、先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。 |

② 保育・療育

| | | |
|--------|--------------------------------|---|
| 健康福祉局 | 児童発達支援事業による療育支援 | 児童発達支援センターにおける療育を支援するとともに、民間の児童発達支援事業所との情報連携の取り組みを進める。 |
| | 児童発達支援センターによる支援の拡充 | 地域での身近な療育拠点として、児童発達支援センターにおける発達支援・家族支援・地域支援機能を強化する。 |
| | 子育て・教育・医療・保健・福祉に係る機関と施策間の連携の強化 | 子育て・教育・医療・保健・福祉に係る関係機関の連絡会議等の開催によりネットワークを構築し、障害のある児童や発達に不安のある児童に対する協働支援の体制づくりを図る。 |
| | 幼稚園・保育所等への専門的バックアップ | 幼稚園・保育所等（保育園）の支援機能向上を図るため、アーチルの専門職員が幼稚園・保育所等を訪問して相談及び施設支援を行う。 |
| | 聴覚言語療育支援 | 言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し、聴覚言語療育支援を行い言語・聴覚機能の発達を促す。 |
| こども若者局 | 特別支援保育の充実 | 保育を必要とする集団保育が可能な心身に障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童、行動面等で配慮が必要な児童を保育所等へ受け入れ、共に育つことを推進する。 |

| | | |
|--|---------------------|---|
| | 特別（保育）支援コーディネーターの養成 | 障害のある児童等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うにあたり、保育所内において支援の核となる、様々な困難な事例に対応できる基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。 |
| | 居宅訪問型保育事業 | 障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において1対1で保育する。 |

| ③ 教育・発達支援 | | |
|-----------|---------------------------------|---|
| 健康福祉局 | ライフステージにおける切れ目のない支援の強化 | 就学・進学・卒業時等における関係機関間の情報の確実な引継ぎを行う仕組みづくりを図り、ライフステージを通した一貫した支援体制を整備する。 |
| | 幼稚園・保育所・学校等とアーチルの連携の強化 | 連絡票や個別支援計画等の活用を進め、発達が気になる児童に関する幼稚園・保育所・学校等との情報連携を強化する。 |
| 教育局 | 特別支援教育コーディネーターの養成・研修 | 各学校における特別支援教育を推進し、主に校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うため、学校ごとに指名される特別支援教育コーディネーターを対象とした、養成・研修の充実を図る。 |
| | 発達障害児等の教育推進 | 発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について指導・助言を行うため、専門家チームや巡回相談員を各校に派遣する。 |
| | 肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援及び自立活動指導支援 | 鶴谷特別支援学校にOT(作業療法士)・PT(理学療法士)・ST(言語聴覚士)を配置し、市立幼稚園・学校に派遣することで、各校・園の取り組み等について指導・助言をする。 |
| | 学校における医療的ケアの推進 | 市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち、医療的ケア児*の学校生活や学習を支援するため、看護師を配置する。 |
| | 通常の学級への介助員の配置 | 通常の学級に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学習や学校生活を補助する介助員の配置を行う。 |
| | 通常の学級への指導補助員の配置 | 通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活に対する担任等の指導を補助する指導補助員の配置を行う。 |
| | 特別支援学級への指導支援員の配置 | 特別支援学級で、担任の指導を補助する指導支援員の配置を行う。 |
| | 医療的ケア児*通学支援モデル事業 | 鶴谷特別支援学校に在籍する医療的ケア児*に対し、通学時に付添いをしている保護者の負担軽減のため通学支援モデル事業を実施する。 |

| ④ 放課後支援 | | |
|---------|-------------------|---|
| 健康福祉局 | 放課後等デイサービスによる支援 | 障害のある児童に、放課後や学校休業日の活動の場を提供するとともに、ボランティアや仲間との交流、遊びや生活経験の機会をつくり、自立に向けた支援を行う。また、主に重症心身障害児*が身近な場所で放課後支援を受けられるように、放課後等デイサービス事業所の整備を促進する。 |
| こども若者局 | 児童館等における要支援児の受け入れ | 障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実、巡回指導の強化等、事業の充実を図り、要支援児に対してより細やかな配慮を行える体制づくりを進める。 |
| | 児童館等における医療的ケアの推進 | 放課後児童クラブを利用する医療的ケア児*の児童クラブでの安心安定した生活の支援をするため、必要に応じて看護師を配置するもの。 |

| ⑤ 家族支援 | | |
|--------|----------------------------|--|
| こども若者局 | 発達障害児緊急対応事業 | 発達障害によるパニックや行動障害等による問題行動により、緊急的に家庭から本人を保護する必要があり、児童相談所の一時保護所の利用も困難な場合、年間を通して一時保護先のベッドを確保する。 |
| | 発達障害児の家族支援体制の整備・充実 | アーチルや児童発達支援センター等における家族支援事業の実施により、発達障害児を抱える家族へのサポート体制の整備・充実を図る。 |
| | 重症心身障害・医療的ケア児*者支援体制整備 | 重症心身障害・医療的ケア児*者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。 |
| | 児童発達支援センターにおける保護者就労支援モデル事業 | 児童発達支援センターにおいて、通常の療育時間を延長し児童の療育を実施することで、障害児（重症心身障害児*・医療的ケア児*等）の保護者の就労支援を行う。 |
| | 小児慢性特定疾病*児童等自立支援事業 | 小児慢性特定疾病*児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うために、小児慢性特定疾病*自立支援員を配置し、相談支援を実施する。また、疾病に対する理解促進のために講演会や交流会などを行う。 |

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

① 相談支援

| | | |
|-------|-----------------------------|--|
| 健康福祉局 | 専門的な相談機関における相談等 | 各専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぽーと仙台、アーチル）において、障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。 |
| | 相談支援事業の実施 | 障害のある方の自立と社会参加を促進するため、地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ、総合的な支援を実施する。 |
| | 地域生活支援拠点*整備 | 在宅で生活する障害のある方やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、緊急時の相談支援や受け入れなどのコーディネートを行う。 |
| | 基幹相談支援センター*運営 | 基幹相談支援センター*を運営し、障害のある方に対する総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援体制を強化する。 |
| | 災害時メンタルヘルス事業 | 震災によるストレス反応のある方、震災前の課題が顕在化した方、生活環境等の変化等に対して不適応のある方等への相談支援を行う。また、被災者支援従事者へのメンタルヘルスケアや自殺予防も視野に入れた研修等を行う。 |
| | 聴覚障害のある方の支援 | 聴覚障害のある方の福祉増進を図るため、各区に聴覚障害者福祉相談員を配置する。 |
| | 精神保健福祉対策（医師等による区・総合支所での相談等） | 心の悩みを抱える方や精神障害のある方の日常生活・社会参加等について、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師等が相談を行う。また、回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に、小グループでレクリエーション活動等を行い、社会復帰の支援を行う。 |
| | 精神障害者家族支援事業 | 精神障害のある方の家族に対する支援を推進するためには、家族スタッフ（ピア相談員）及び精神障害当事者スタッフの確保・育成を行い、相談支援、休息支援、学習支援等の充実を図る。 |
| | 障害者相談員による支援【再掲】 | 障害者福祉に見識のある障害当事者やご家族等を障害者相談員として委嘱し、地域で暮らす障害のある方に対する相談支援及び障害理解の促進・差別*解消を推進する環境を整える。 |
| | 難病*医療相談会 | 患者や家族の療養上の不安の解消を図るため、医師、保健師、看護師、ケースワーカー等が病気の理解、不安の解消、療養生活に関する助言、指導等を行う。 |
| | 視覚障害者支援センターの運営 | 視覚障害のある方の地域での自立した生活を実現するため、視覚障害者支援センターを運営する。 |
| | 高次脳機能障害*のある方への支援 | 高次脳機能障害*のある方が、地域で自立した生活を送ることができるように、総合相談や交流会等による支援を実施する。 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|---|
| | 意思の表出に高い困難性を有する障害のある方のコミュニケーション支援 | 意思の表出に高い困難性を有する筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の障害のある方のQOL向上と尊厳確保を目的に、意思伝達装置等を活用したコミュニケーション確保の支援を行う。 |
| | ロービジョン*者への支援 | 視覚障害者支援の充実を図るために、多職種協働でロービジョン*の方への支援を行う。 |
| | 難病*サポートセンター運営管理 | 難病*患者等が住み慣れた地域で安心して療養生活を継続できるよう、相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを担うセンターを運営する。 |
| | 自閉症児者相談センター運営管理及び拡充 | 自閉症児者に対する地域生活支援システム整備の一貫として、自閉症児者相談センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、支援の拡充を図る。 |
| | 入院者訪問支援事業 | 精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣する。 |
| | 生活困窮者自立相談支援事業 | 就労、生活、その他の自立に関する相談に応じ、個々の状況に応じたプラン作成、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行う。 |
| こども若者局 | 子どものこころのケア推進事業 | 子どもと保護者の心の安定を図ることを目的に、専門医による「子どものこころの相談室」や、幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を実施する。 |
| 教育局 | 児童生徒の「心のケア」推進事業 | 児童生徒の健やかな成長のために、各学校の教育相談体制を充実させるとともに、様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また、教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修を実施する。さらに、児童生徒の心のケアに関し、医療・心理・福祉の専門家による意見交換を実施し、中長期的な取り組みを検討するとともに、震災に伴う心のケアを推進する。 |

| ② 生活支援 | | |
|--------|---------------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害者施策推進協議会の運営 | 障害者施策の推進に係る事項の調査審議及び施策の実施状況の監視を行うため、障害者施策推進協議会を運営する。 |
| | 障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会の運営 | 障害福祉等の関係機関が、障害のある方等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、障害のある方等への支援体制の整備を図る。また、区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を運営する。 |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | 精神保健福祉審議会の運営 | 精神保健福祉審議会を設置し、精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により、精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。 |
| | 難病*患者への支援 | 難病特別対策推進事業、遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し、日常生活を支援する。 |
| | 医療的ケア児*者等への支援 | 痰の吸引や経管栄養、導尿等の医療的ケア児*者等が、サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。 |
| | 医療型短期入所事業所連携強化 | 医療型短期入所事業所間の連携の強化、支援ノウハウ共有のための研修の実施・調整などを行うコーディネーターの配置などを宮城県・仙台市共同で実施する。 |
| | 多様な障害特性に応じたりハビリテーションの実施 | 障害のある方が地域で安心して自立生活ができるように、視覚障害、高次脳機能障害*、難病*など、専門的支援を必要とする障害のある方に対して、ICT*機器利用支援や心身の状況に応じた適切な自立訓練などのリハビリテーションを行う。 |
| | 在宅酸素濃縮器利用者への支援 | 在宅酸素療法を実施しているか、常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し、酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。 |
| | 全身性障害者等指名制介護への助成 | 重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適当な介護者がいない方を対象に、障害のある方本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。 |
| | 障害のある方への配食サービス事業 | 食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に、最大1日1回、昼食又は夕食を定期的に届ける。 |
| | 視覚障害のある方への支援 | 視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行訓練等の生活訓練事業を実施する。 |
| | 内部障害のある方への支援 | 障害特性により生活のしづらさが生じやすい呼吸器疾患のある方が、早期から呼吸リハビリテーションに取り組むことで健康を維持したり生活障害を軽減したりできるように、環境整備や仕組みづくりを進める。また、免疫機能障害者の支援者の育成を実施する。 |
| | 発達障害のある方の自立に向けた支援 | 行動障害かつ発達障害のある方に対して宿泊アセスメントを実施し、行動障害の軽減や二次障害の予防及び深刻化したケースへの対応を目的とした支援を行う。 |
| | 精神障害のある方のデイケア事業 | 生活指導、作業指導等のデイケアを実施し、回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。 |
| | 地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進 | 障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、民生委員やボランティア団体等と連携して、安否確認や生活支援を行う。 |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | 民生委員児童委員による地域の見守り活動等 | 障害のある方等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、相談、情報提供、見守り等を行う。 |
|--|----------------------|---|

| ③ 居住支援 | | |
|--------|--|---|
| 健康福祉局 | 重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等に対応したグループホームの整備促進 | より手厚い支援を必要する方に対応する共同生活住居の新設・改修等に対し補助を行い、親なきあと*も見据えた生活の場の確保を図る。 |
| | 医療的ケア障害者対応型グループホーム運営費補助 | 医療的ケアが必要な重症心身障害児*者が、住み慣れた地域で生活していくことができるよう、グループホームの運営費を補助する。 |
| | 心身の障害により居宅の工事を必要とする方の住宅改造成費補助 | 日常生活上の安全を図るために住宅改造にかかる費用の一部を助成する。 |
| | 障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援 | 知的障害を伴う自閉症や、重症心身障害等のより手厚い支援を必要とする方の「住まいの場」の確保を支援する。 |
| 都市整備局 | 市営住宅建替事業における重度身体障害者世帯向け（車いす）住宅の設置 | 老朽化した市営住宅の建替事業において、手摺、流し台等の諸設備について、身体障害のある方等の生活に配慮した設計の重度身体障害者世帯向け（車いす）住宅を供給する。 |

| ④ 地域移行・地域定着支援 | | |
|---------------|---|--|
| 健康福祉局 | 精神障害のある方の地域社会交流促進（精神疾患・精神障害に対する正しい理解のための普及啓発） | 精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適切な態度の醸成を目指し、精神障害当事者による講演活動（スピーカーズビューロー活動）を中心として精神障害者地域社会交流促進事業を継続的に実施する。 |
| | 精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援 | 精神科病院に長期入院している方の円滑な地域移行・定着を促進するために、仙台市地域移行支援・定着支援実施指針に基づき、個別支援の充実や精神科病院との連携体制の構築、ピアソポーター*の活用、地域での生活を支える支援策の拡充等に取り組む。 |

| ⑤ 保健・医療・福祉連携 | | |
|--------------|-----------------|--|
| 健康福祉局 | 身体障害のある方の健康診査 | 常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため、健康診査を実施する。 |
| | 障害児者歯科保健医療活動の実施 | 仙台市福祉プラザ内の休日夜間歯科診療所における障害児者の歯科診療事業や在宅歯科診療事業の実施を補助する。また、障害児通所施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設での歯科健康教育を実施する。 |

| | | |
|--|----------------------------------|---|
| | 重症心身障害・医療的ケア児*者支援体制整備【再掲】 | 重症心身障害・医療的ケア児*者の現状と課題を共有し、医療・福祉・教育などのネットワークを構築することにより、支援体制の整備を図る。 |
| | 市立病院における精神科救急システムの整備 | 心の問題や精神疾患のある市民が安心して生活できるよう、市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる体制を整備する。 |
| | こころの絆センター（自殺予防情報センター）の運営 | 自死を考えている方や自殺未遂者、遺族等の相談に応じ、必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに、地域における人材育成や各種広報等により、自殺対策の推進を図る。また、震災後の心のケア事業と連動し、被災者の孤立予防および自死予防を強化する。 |
| | 関係機関・団体等の有機的な連携による自殺予防推進 | 自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体等が互いに緊密に連携し合い、一体となって対応する体制づくりを進める。 |
| | 高次脳機能障害*のある方への支援【再掲】 | 高次脳機能障害*のある方が地域で自立した生活を送ることができるように、研修や事例検討会等を通して、支援機関の障害の理解及び支援力の向上、支援ネットワークの構築を図る。 |
| | ひきこもり*者地域支援事業 | ひきこもり*者や家族の状態に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり*地域支援センター、はあとぼーと仙台、アーチル等関係機関の連携による継続的なチーム支援等の取り組み（拠点機能）を推進する。 |
| | 医療型短期入所事業所開設支援 | 医療的ケア児*者や重症心身障害児*者等が在宅生活を継続していくよう短期入所が利用しやすい環境を整備することを目的に、既存の医療機関や介護老人保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設支援を行う。 |
| | 後天性免疫不全症候群（エイズ）患者への支援 | 患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また、患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう、関係機関の緊密な連携と相談支援体制の構築を図る。 |
| | 後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する相談及び検査 | HIV感染症の早期発見のために受検を勧奨し、エイズの発症を予防する。また、HIV感染への不安がある方の相談に対応し、正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。 |
| | 障害者健康づくり支援プラン事業 | 個々に合った健康づくりの実践に向けて、健康度測定(4コース)を実施し、その結果に基づいた支援プランの作成や継続的な健康支援を行う。 |
| | 障害者健康づくり教室 | 身体・知的・精神の障害の別無く運動実践の場を提供するとともに、個別相談及び生活に運動を定着させる等の支援を実施する。 |

| | | |
|--------|---------------------------|--|
| | 障害者健康づくり教室(若年者軽度知的障害者) | 健康づくり教室を行い、特別支援学校在校生等の健康づくりを行うとともに、教室終了後も健康づくり活動を継続するための支援を行う。 |
| | 障害者運動サポーター養成研修会 | 障害のある方の健康増進を支援するために必要な運動に関する知識・技術・実践力の習得と、支援者の養成を目的とした研修会を開催する。 |
| | 障害特性に応じた運動プログラム等の調査・研究・開発 | 障害特性を考慮した運動プログラムや体力測定法、ツールを開発する。 |
| | 障害のある方の健康づくりに関するネットワーク事業 | 障害のある方の健康づくりを推進するため、障害のある方を地域で支援する関係機関とのネットワーク会議に参加し、情報交換や連携を進める。 |
| | 障害のある方の健康づくりに関する障害者団体出前講座 | 障害のある方の健康づくりを啓発・支援するために、職員を派遣する。 |
| こども若者局 | ヤングケアラー*支援体制強化 | ヤングケアラー*の早期発見・支援につなぐため、関係機関からなる支援体制を構築するとともに、当事者が悩みを共有し、経験を話し合えるオンラインサロンを開催する。 |
| 市立病院 | コンサルテーション・リエゾンセンター運営 | 単科精神科病院では受け入れが難しい身体合併症を抱えた精神疾患患者の受け入れシステムの構築と運用を行い、精神科および身体科両面からの医療の提供を推進する。 |

| ⑥ 給付・手当等 | | |
|----------|-------------------|--|
| 健康福祉局 | 自立支援医療給付 | 身体障害のある方、精神障害のある方、障害や疾病のある児童に対して、一定の条件に該当した場合、必要な医療に要する費用を給付する。 |
| | 心身障害者医療費の助成 | 心身障害のある方の負担を軽減し、福祉の増進を図るため、障害の程度、区分等の一定要件を満たす方について、医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。 |
| | 指定難病医療費助成事業 | 指定難病*に罹患し、一定の要件を満たす者に対して、必要な医療に要する費用について、医療保険等適用後の自己負担分を助成する。 |
| | 身体障害児者補装具費の支給 | 補装具の判定・処方や適合判定を実施し、障害の状況に合った適切な補装具を支給する。 |
| | 高額障害福祉サービス等給付費の給付 | 障害福祉サービス等に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。また、介護移行した一定の障害福祉サービス受給者に対して、介護保険の自己負担額を当該給付により償還する。 |

| | | |
|--------|---|--|
| こども若者局 | 小児慢性特定疾病*に関する通院介護料 | 小児慢性特定疾病*の認定を受けている、在宅かつ介護を受けて通院している児童に年2回に分けて介護料を交付する。 |
| | 小児慢性特定疾病*患者への支援 | 厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に、保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。 |
| | 特別児童扶養手当の支給 | 障害児について特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 |
| 環境局 | 一般廃棄物処理手数料の減免（ストマ装具・紙おむつ等支給者への家庭ごみ指定袋・指定袋の配布） | 日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に、減免相当分として家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を配布する。 |

(4)自分らしさを発揮できる社会参加と就労の充実

① 一般就労*・福祉的就労*

| | | |
|-------|------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害者就労支援センター運営 | 障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及び就労定着を図る。 |
| | 就労支援ネットワークの強化 | 障害者就労支援センターが中心となり、就労支援に携わる就労移行支援事業所等の事業所や、各関係機関と就労支援に関する連絡会議等を開催する。 |
| | 障害者就労プロモート | 障害者の安定した雇用が実現される環境づくりを目的に、障害者雇用に係る好事例を紹介するセミナーの開催や、障害者就労に関するホームページを開設し、情報を一元的に発信する。 |
| | 障害のある方の職業能力開発の促進 | 障害のある方の職業的自立を支援するため、福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し、就労促進に向け、企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練を推進する。 |
| | 障害者在宅就労の促進 | 障害のある方の在宅就労に関する知識や技術を習得するための講座を開催する。 |
| | 視覚障害者就労支援促進 | 視覚障害者支援センターにおいて、通勤訓練、ICT*訓練等の就労支援を実施する。 |
| | 知的障害者チャレンジオフイス | 知的障害のある方を会計年度任用職員として雇用し、一般就労*へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた適切な業務内容、業務量等の検討を行う。また、その取り組みの成果を企業に紹介することにより、知的障害のある方の雇用促進を図る。 |
| | 障害者雇用促進貢献企業の表彰 | 障害のある方を積極的に雇用し、働きやすい職場環境をつくっている事業者に対し、市長より感謝状を贈呈するとともに、その取り組みを広く事業者や市民に紹介し、障害者雇用の理解促進・雇用創出を図る。 |

| | | |
|-------|-------------------------|---|
| | 障害者就労施設等からの物品等調達の推進 | 障害のある方の経済的自立の促進を目的に、障害福祉サービス事業所等が提供する役務や製作した物品等の調達の推進を図る。 |
| | ふれあい製品*の販売促進 | ふれあい製品*の販売促進を図る社会福祉法人に補助金を交付するほか、ふれあい製品*の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため、区役所や市民広場等において展示販売会を開催する。 |
| 総務局 | 市役所における障害者の法定雇用率の遵守 | 障害のある方の雇用を推進するとともに、法定雇用率の遵守に努める。 |
| 市民局 | 勤労者福祉ガイドブック等発行 | 勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に、障害のある方の雇用促進のための法律や制度、問い合わせ先を掲載し、制度利用の普及啓発を図る。 |
| 人事委員会 | 障害のある方を対象とした仙台市職員採用試験選考 | 障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。 |

| ② 日中活動 | | |
|--------|----------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害者福祉センター運営管理 | 障害者福祉の地域拠点機能を担い、自立訓練や生活介護事業を多機能型で行う障害者福祉センターを運営するとともに、講習会、会報発行、貸館等を実施する。また、災害時には福祉避難所*の開設運営を担うことから、福祉避難所*の体制づくり、定期的に避難訓練を行う。 |
| | 障害者小規模地域活動センター運営費の補助 | 障害のある方が通所し、創作活動や生産活動を通して、作業指導や生活指導、さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して、運営費を補助する。 |
| | 重度重複障害者等受入運営費の補助 | 重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に対して、支援員配置のための補助金を交付する。 |
| | 身体障害のある方の生活訓練 | 身体障害のある方の健康管理や、社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に、各種研修等を実施する。 |

| ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術 | | |
|----------------------|-----------------------------|--|
| 健康福祉局 | パラスポーツの普及・啓発による障害理解促進事業【再掲】 | パラスポーツ教室や体験会を開催し、市民に体験してもらうことにより、パラスポーツの普及・啓発を行う。 |
| | 多様に選択できるパラスポーツ活動の参加機会の拡大 | 障害のある方のスポーツを振興するため、パラスポーツ教室及びスポーツ大会を開催するとともに、大会派遣への支援等を実施する。 |

| | | |
|------------|---|---|
| 障害者スポーツ振興課 | スポーツ施設使用料減免 | 障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し、スポーツ、レクリエーション活動の機会を拡大する。 |
| | 各種レクリエーション活動の推進 | 障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため、各種レクリエーション教室を開催する。 |
| | 文化芸術活動の振興 | 障害のある方の文化芸術活動を振興するため、「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や芸術作品等の紹介、相互の交流を図る紙上交流誌「わっか」の発行等を実施する。 |
| | 各種障害者団体助成 | 障害のある方・子どもの文化芸術活動振興及び市民の障害への理解促進のため、障害者福祉団体が行うイベントに対し補助金を交付する。 |
| | 障害のある方の国際交流 | 障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について、補助金を交付する。 |
| 文化観光局 | 障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進【再掲】 | 「発見！はじめてスポーツチャレンジフェスタ」等のスポーツイベントにおいて、ポッチャの体験会を実施する等、障害の有無に関わらず、誰でも楽しめるインクルーシブスポーツの普及・促進を図り、障害のある方もない方もスポーツを通じて触れ合うことで、相互理解を深めることを目指します。 |
| | もりのみやこのふれあいコンサートの開催 | 障害のある方の芸術・文化活動を振興するため、障害者週間*（12月3日～9日）に合わせ、障害のある方やその補助者等を対象に、本市を代表する文化インフラである仙台フィルハーモニー管弦楽団による本格的なオーケストラの演奏会を実施する。 |
| | リラックス・コンサートの開催 | 客席の照明を暗くしない、上演中休憩ができるスペースを設ける等、子どもや障害のある方など、音楽鑑賞に不安がある方、配慮が必要な方が気軽に安心して音楽を楽しめる環境を整えたコンサートを開催する。 |
| | 文化芸術を地域に生かす創造支援事業 | 障害のある方による幅広い文化芸術活動の促進や文化芸術の鑑賞、体験等の機会の充実等を図る取り組みをはじめとする、社会課題と向き合う公益性の高い文化芸術活動に対して助成する。 |
| 教育局 | 電子図書館サービス | インターネットを通じて電子書籍を借りて読むことができるサービスを提供し、図書館への来館が困難な方もサービスが受けられるようにする。また、音声読み上げや文字拡大などに対応した電子書籍を導入することで、障害のある方も利用しやすいようにする。 |
| | 図書・視聴覚資料の郵送貸出サービス | 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、心身の障害等により図書館への来館が困難な方に、郵送による図書・視聴覚資料の貸出を実施する。 |
| | 大活字本の貸出 | 全図書館において、一般に刊行されている図書の文字サイズでは読みにくい方に向けて、小説をはじめ各分野の本を大きな活字で印刷した大活字本の貸出を実施する。 |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | 拡大読書器・音声読書器の設置 | 全図書館において、自己資料も含め、資料を拡大して画面に映し出すことのできる拡大読書器を設置するとともに、宮城野図書館、せんだいメディアテークにおいて、自己資料も含め、文字をスキャナで読み取り、音声で読み上げる音声読書器を設置し、利用に供する。 |
| | 視覚障害のある方に対する対面朗読サービス | 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚障害で活字資料を利用できない方のために、音訳者が対面しながら資料を読む、対面朗読のサービスを実施する。 |
| | 音訳資料貸出サービス | 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、音訳資料（図書や各種資料等をカセットテープやデイジー*資料に音声化したもの）やサピエ図書館に登録されている資料、デイジー*資料専用の再生機の貸出を実施する。 |
| | 点字図書・触る絵本・布絵本・拡大写本の貸出 | 全図書館において、点字図書や障害のある児童でも手で触って楽しめる触る絵本・布絵本等の貸出を実施する。また、障害のない方にも貸出を実施する。 |
| | 図書資料のリクエスト音訳サービス | 宮城野図書館において、サピエ図書館未所蔵資料の音訳資料貸出希望があった場合、希望の図書館資料の音訳を行いCD-R等に変換し貸出を実施する。 |
| | マルチメディアデイジー*図書閲覧サービス | 一部図書館、せんだいメディアテークにおいて、視覚障害のある方及び印刷物をそのままの状態で読むことが困難な方に向けて、音声と一緒に文字や画像が画面に表示されるデジタル録音図書の貸出を実施する。 |
| | リクエスト音訳・点訳・データ変換サービス | せんだいメディアテークにおいて、ご希望の資料をご希望のデータに変換する。音訳の場合はCD-R、点字印刷の場合は紙を実費負担として実施する。 |
| | 字幕入りDVD等の貸出 | 若林図書館、せんだいメディアテークにおいて、聴覚障害のある方向けに、テレビで放映された番組などに字幕が入っているDVD等の貸出を実施する。 |
| | 生涯学習を通じた共生社会推進事業 | 障害のある方が学校卒業後も生涯を通じて様々な学びの機会に親しみ取り組むことができるよう、文部科学省の委託事業を活用し、関連する課・団体等によるコンソーシアムを構成し、研修会やイベント等の開催を通じて施設職員の理解や支援方法等のスキル向上を目指す。 |

| ④ 当事者活動 | | |
|---------|------------------|---|
| 健康福祉局 | 知的障害のある方の本人活動の支援 | 知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るために、自ら話し合い、計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。 |

| | | |
|--|------------------------------------|---|
| | 精神障害のある方の障害者ボランティア活動の支援 | 精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため、精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供を行うとともに、障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。 |
| | セルフヘルプグループ（障害のある方の自助グループ）の支援 | セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等、グループの育成への支援を実施する。 |
| | ピアカウンセリング*事業（精神障害のある方同士のカウンセリング事業） | 精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング*を学び実践する機会を提供する。 |
| | 審議会等への障害のある方の参画推進 | 障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会、精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し、市政への参画を推進する。 |

| ⑤ 移動・外出支援 | | |
|-----------|-------------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害のある方への交通費等の助成 | 障害のある方の社会参加の推進のため、対象者にふれあい乗車証（市営地下鉄・バス、宮城交通の無料乗車証）・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し、移動に要する費用の一部を助成する。 |
| | リフト付自動車運行への助成 | 一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を推進するため、福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。 |
| | 自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成 | 障害のある方の社会参加の推進のため、自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。 |
| | 外出支援等のサービス提供 | 視覚障害により移動が難しい方に、必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や、自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護等のサービス提供を推進する。 |
| | ガイドヘルパーの派遣 | 全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し、病院や公的機関に行く場合等の付添を行う。 |

| ⑥ 意思疎通支援 | | |
|----------|--------------|---|
| 健康福祉局 | 点字・声の広報発行 | 視覚障害のある方を対象に、生活情報を点字・音声版で毎月発行するほか、希望に応じ必要な文書等を点字訳・音訳して提供する。また、「せんだいふれあいガイド」の点字・音声版を作成する。 |
| | コミュニケーションの支援 | 聴覚障害のある方の各種通訳や相談等に応じるため、手話通訳相談員や遠隔手話・音声文字化用タブレット端末を市役所・各区役所に配置し、手話や要約筆記*等の各種奉仕員等の養成講座の開講・派遣を行う。 |

| | | |
|-----|--|---|
| | 介護保険に関する手話通訳者派遣事業 | 聴覚障害者等が介護保険の要介護認定・要支援認定の申請を行い調査を受ける場合や本市が主催又は後援する介護保険に関する説明会等に参加する場合に、手話通訳者を派遣する。 |
| 総務局 | 市政だよりの点字版・音声版の提供 | 視覚障害のある方を対象に、希望に応じて市政だよりの点字版または音声版(ディジタル方式のCD版)の提供を行う。 |
| | ホームページ閲覧支援サービス（音声読み上げ） | 本市ホームページについて、読み上げサービスの提供により弱視の方や高齢の方等の閲覧支援を行う。 |
| | 市長定例記者会見等の動画配信における手話通訳の導入 | 市長定例記者会見等において、手話通訳付きの動画を市ホームページに掲載することで、聴覚障害のある方への情報提供を行う。 |
| 消防局 | 視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策広報用媒体（テープ・CD・点字文書）の配布 | 防火防災等災害対策広報用媒体（テープ・CD・点字文書）を作成し、視覚障害のある方へ配布する。 |

(5)安心して暮らせる生活環境の整備

① バリアフリー*・ユニバーサルデザイン*

| | | |
|-------|-------------------------|---|
| 健康福祉局 | ひとにやさしいまちづくりの推進 | ひとにやさしいまちづくり推進協議会により、心のバリアフリー*の普及・啓発を行う。 |
| 文化観光局 | スポーツ施設のユニバーサルデザイン*化等の推進 | 仙台市公共施設総合マネジメントプランに基づく大規模改修工事に合わせて、使いやすく、安全なスポーツ施設を目指し、ユニバーサルデザイン*の採用やバリアフリー*を推進する。 |
| 都市整備局 | 低床バス車両等導入への補助 | バス事業者に対して、低床バス車両の購入費の一部を補助する。 |
| | 交通施設バリアフリー*化設備整備への補助 | 鉄道事業者が行うバリアフリー*化設備整備事業に対して、事業費の一部を補助する。 |
| 建設局 | 都市公園のバリアフリー*化 | 公園内の園路、広場、トイレ等のバリアフリー*化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン*の導入を図る。 |
| | 道路のバリアフリー*化 | 歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等、障害のある方が安全に安心して移動できるように、道路環境の整備を進める。 |
| 交通局 | バスのバリアフリー*化の推進 | ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等により、バリアフリー*化を推進する。 |

| | | |
|--|-----------------|---|
| | 地下鉄のバリアフリー*化の推進 | 南北線において、各駅の駅ホーム乗降口への隙間調整材の設置（駅ホームと車両との隙間縮小）や3000系新型車両への更新（駅ホームと車両との段差縮小、車いす・ベビーカースペースの設置等）によりバリアフリー*化を推進する。 |
|--|-----------------|---|

| ② サービス提供体制の基盤整備 | | |
|-----------------|----------------------|---|
| 健康福祉局 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス | 自宅等で受けられる訪問系サービス、事業所等へ通所する日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。また、地域生活支援事業*・地域生活支援促進事業*に基づき、相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ、一人ひとりに合ったサービスの提供を推進する。 |
| | 児童福祉法に基づくサービス | 障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、児童発達支援や放課後等デイサービス等の安定的な提供を推進する。 |
| | 障害者福祉センターの整備 | 地域におけるリハビリテーション推進の拠点となる障害者福祉センターの青葉区への整備を進める。 |
| | 生活介護事業所の整備 | 生活介護事業所の整備促進を図ることで、学校を卒業した重症心身障害や医療的ケア、強度行動障害*等のより手厚い支援を必要とする障害のある方などに対して、創作的活動や生産活動などの機会を提供する。 |
| | 苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知 | 施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきないよう、福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行う。 |
| | 指導監査の推進 | 本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。 |
| | 障害福祉事業関連事務の効率化 | 各区等の事務の本庁集約とデジタル技術活用による効率化を進め、負担を軽減することで、適正な事務執行と市民サービスの向上を図る。 |

| ③ 防災・減災等 | | |
|----------|----------------------|--|
| 健康福祉局 | 障害者災害対策推進 | 災害時において障害のある方を支援する人的体制の整備促進のため、障害のある方に対する避難、誘導等に対応できるボランティアの養成・研修を行う。 |
| | 業務継続計画（BCP）*策定の確実な履行 | 災害発生時に障害福祉関係事業者が迅速に対応し、サービスを継続するとともに、いち早くサービスを再開できるよう、業務継続計画（BCP）*の策定について確実な履行を促す。 |
| | 重度身体障害者緊急通報システム | ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し、安全確保と不安解消を図る。 |

| | | |
|-------|-------------------------------|--|
| 危機管理局 | 災害時要援護者情報登録*制度 | 本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を、町内会や民生委員等に提供することにより、地域での支え合いによる取り組みを推進する。 |
| | 福祉避難所*の拡充・機能強化 | 介護等個々の対応が必要となるため、指定避難所での対応が困難な方の避難先となる福祉避難所*について、介護施設等との協定の締結を進め、数を増やすとともに、資機材や備蓄物資の充実を図る。 |
| | 人工呼吸器装着児者等に対する災害時個別計画作成の推進 | 災害時に一人ひとりへの支援が効果的に実施できるよう に、人工呼吸器装着児者などを対象に、災害時個別計画の作成を推進する。 |
| | 災害時要援護者（避難行動要支援者）の個別避難計画*作成推進 | 災害時要援護者（避難行動要支援者）の個別避難計画*作成を推進するため、危険度の高い地域から優先的に計画を作成するとともに、仙台市災害時要援護者避難支援プランの更新を行う。 |
| 市民局 | 障害のある方等に対する防犯講座 | 障害のある方やその家族、福祉施設等の職員を対象とした防犯講座を開催し、障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。 |
| | 消費者トラブル見守り事業 | 障害のある方と接する機会の多い民生委員児童委員や関係団体等に対し、消費者被害の特徴や防止策等について啓発を行い、消費者被害の早期発見や未然防止を図る。 |
| 消防局 | 災害時における情報提供体制の整備促進 | 災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう、災害に関する情報をインターネットや電子メール等で提供する。 |
| | 119番緊急通報の強化 | 聴覚・言語障害がある方によるNET119緊急通報システムや電子メール、FAXでの119番緊急通報の受付を行う。 |

| ④ 事業所支援・人材支援 | | |
|--------------|----------------------------------|---|
| 健康福祉局 | 各種研修等の実施 | 各専門相談機関（ウェルポートせんだい、はあとぼーと仙台、アーチル）や相談支援事業所、就労支援センター等との連携による研修やセミナー等を実施する。 |
| | 障害者ケアマネジメント*従事者養成研修 | 障害者の地域生活を支援するために必要なケアマネジメントに関する知識を習得する研修を行う。 |
| | 難病*患者等ホームヘルパー養成研修事業 | 難病*患者等にホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。 |
| | 障害福祉サービス従事者確保支援 | 障害福祉に携わる人材の確保と定着を目的として、障害福祉分野で働くことの魅力を広く発信するとともに、事業者を対象としたセミナーや、事業所職員の交流会などを実施する。 |
| | 仙台市ボランティアセンターによるボランティアの各種講座等【再掲】 | ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し、ボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。 |

資料編

【目 次】

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 本計画策定の経緯 | 87 |
| 2 関係条例等 | 93 |
| 3 障害福祉サービス等についての説明 | 98 |
| 4 用語の解説 | 108 |

本計画策定の経緯

1 策定の経過

(1) 仙台市障害者等保健福祉基礎調査の実施

次期「仙台市障害者保健福祉計画」、第7期「仙台市障害福祉計画」、第3期「仙台市障害児福祉計画」の策定にあたり、障害のある方の日常生活の状況、福祉サービスの利用状況、市民の障害のある方に対する理解の状況等を把握することを目的として実施。

| 実施期間 | 詳細 |
|---------------------|--------------------------|
| 令和4年10月～ 令和4年12月 | 仙台市障害者等保健福祉基礎調査（アンケート調査） |
| 令和4年12月～ 令和5年3月 | 仙台市障害者等保健福祉基礎調査（ヒアリング調査） |

(2) 仙台市障害者施策推進協議会の開催

| 開催日時 | 開催内容 |
|------------------|--|
| 令和5年 1月 31 日 | 令和4年度第8回 ・ 諮問 |
| 令和5年 3月 16 日 | 令和4年度第10回 ・ 次期計画策定の協議スケジュール |
| 令和5年 5月 18 日 | 令和5年度第1回 ・ 令和4年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査結果報告 ・ 現行仙台市障害者保健福祉計画等の施策の評価、課題、新たな視点 |
| 令和5年 7月 26 日 | 令和5年度第2回 ・ 次期計画の策定（構成および視点） ・ テーマ別議論（就労） |
| 令和5年 8月 29 日 | 令和5年度第3回 ・ 次期計画の方向性（理念、基本目標） ・ テーマ別議論（人材確保・定着） |
| 令和5年 9月 20 日 | 令和5年度第4回 ・ 成果目標・活動指標 ・ テーマ別議論（障害児） |
| 令和5年 10月 26 日 | 令和5年度第5回 ・ 次期計画の方向性（理念・基本目標） ・ 中間案骨子 ・ 関連機関からの報告 |
| 令和5年 11月 28 日 | 令和5年度第6回 ・ 中間案、パブリックコメント概要 |
| 令和6年 3月 12 日 | 令和5年度第7回 ・ パブリックコメントの結果報告、答申案 |

（3）計画に関連する本市附属機関等での検討

① 仙台市障害者自立支援協議会

- ・ 障害児者が地域の中で孤立したり、支援につながらない等の事態を生み出さないための相談支援体制の質的・量的拡充
- ・ 各区自立支援協議会の活動及び地域部会での協議を通じた地域課題解決に向けた取り組みの汎化
- ・ 人材育成に係る研修体系等の確立

② 仙台市精神保健福祉審議会

- ・ 地域における支援体制のあり方
- ・ 精神障害者の地域移行の推進

③ 仙台市発達障害者支援地域協議会

- ・ 学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方
- ・ 成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方

2 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿（五十音順・敬称略）

| 委員名 | 所属・職名（）内は委員任期 |
|---------------|--|
| 秋山 一郎 | 仙台市教育局特別支援教育課長 |
| 大坂 純 【会長】 | 東北こども福祉専門学院副学院長 |
| 奥田 妙子 | 社会福祉法人愛泉会本部長 |
| 小野 彩香 | 特定非営利活動法人 Switch 代表理事 特定非営利活動法人仙台市精神保健福祉団体連絡協議会 |
| 小幡 佳緒里 | 仙台弁護士会（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員） |
| 鹿野 英生 | 医療法人社団初心会杜のホスピタル・あおば理事長・院長/一般社団法人仙台市医師会理事 |
| 加納 悅子 | 仙台公共職業安定所職業相談部長（令和5年3月31日まで） |
| 菅野 淑江 | 特定非営利活動法人グループゆう理事/仙台市サンホーム園長 |
| 熊井 正之 | 東北大学大学院教育学研究科教授 |
| 熊谷 経光 | 社会福祉法人家庭福祉会理事長（令和5年2月4日まで） |
| 佐々木 洋 | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会副会長兼常務理事（令和5年4月20日から） |
| 佐々木 寛成 | 佐々木歯科クリニック院長/一般社団法人仙台歯科医師会理事 |
| 柴田 和子 | 宮城県自閉症協会副会長 |
| 高橋 勝彦 | 社会福祉法人わらしへ舎理事長（令和5年3月1日から） |
| 高橋 秀信 | 仙台市視覚障害者福祉協会会长 |
| 寺田 清伸 | 社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事（令和5年3月31日まで） |
| 中嶋 嘉津子 | 一般社団法人仙台市障害者スポーツ協会理事 |
| 西尾 雅明 | 東北福祉大学せんだんホスピタル院長/一般社団法人仙台市医師会 |
| 野内 伸一 | 仙台公共職業安定所職業相談部長（令和5年4月1日から） |
| 支倉 敦子 | 全国膠原病友の会宮城県支部運営委員/特定非営利活動法人宮城県患者・家族団体連絡協議会理事 |
| 早坂 勇人 | 社会福祉法人チャレンジドらいふ 副理事長（令和5年1月1日から） |
| 三浦 剛 【副会長】 | 東北福祉大学総合福祉学部教授 |
| 山下 はる奈 | 特定非営利活動法人シャロームの会就労支援員・ピアスタッフ |

3 中間案への意見募集（パブリックコメント）

（1）意見募集期間

令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）

（2）意見募集方法

① 市政だより、市ホームページ、市公式LINEによる周知

② 市施設・公的機関等における配布・閲覧

区役所・総合支所、公所、市政情報センター、市民図書館、市民センター、
仙台市福祉プラザ 等

③ 障害者関係団体、事業者等への配付

福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、ひとにやさし
いまちづくり推進協議会加盟団体、商店街振興組合 等

④ 仙台市民生委員児童委員協議会理事会、並びに各区民生委員児童委員協議会
委員会での周知

⑤ ココロン・カフェ参加者への周知

（3）意見提出方法

郵送、ファクス、電子メール、電子申請

（4）情報保障*

点字版、ルビ版、テキスト版（音声データ対応）、わかりやすく説明する版

（5）意見提出数・件数

① 提出者数

90人（内訳：郵送1人、ファクス4人、電子メール8人、電子申請77人）

② 意見件数

500件

(6) 意見の内訳

| 該当項目 | 件数 | 該当項目 | 件数 |
|-----------------------|------|----------------------------------|-------|
| 計画全般 | 50 件 | 第4章 障害福祉計画(第7期)・ 障害児福祉計画(第3期) | 21 件 |
| 第1章 計画策定の概要 | 5 件 | 第5章 計画の推進 | 8 件 |
| 第2章 障害のある方を取り巻く 現状 | 14 件 | 事業・サービス等 | 292 件 |
| 第3章 計画の方向性 | 38 件 | その他 | 72 件 |
| 合計 | | | 500 件 |

関係条例等

1 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和 63 年 12 月 20 日
仙台市条例第 128 号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 6、3・平 13、10・平 17、3・平 23、10・平 24、3・改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

（平 6、3・改正）

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（平 24、3・改正）

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第 2 条第 2 項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 6、3・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成 6 年 5 月規則第 49 号で、平成 6 年 6 月 1 日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第 2 条第 2 項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 5 月 31 日までとする。

附 則 (平 13、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平 17、3・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成 17 年 8 月規則第 92 号で、附則ただし書に係る規定は、平成 17 年 8 月 10 日から施行)

附 則 (平 23、10・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平24、3・改正）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

（平成24年5月規則第54号で、附則第1項ただし書に係る規定は、平成24年5月21日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

2 仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針

平成 30 年 3 月 8 日
仙台市障害者施策推進協議会決定

第 1 趣旨

仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める次に掲げる事務を一体的に行い、障害者施策の継続的な改善と向上を図るものとする。

- 1 障害者基本法第 36 条第 1 項第 2 号に定める障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること
- 2 障害者総合支援法第 88 条の 2 に定める市町村障害福祉計画に係る調査、分析及び評価すること
- 3 児童福祉法第 33 条の 21 に定める市町村障害児福祉計画に係る調査、分析及び評価すること

第 2 計画

この方針において、計画とは、仙台市障害者保健福祉計画、仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画をいう。

第 3 監視等

この方針において、監視等は、監視、調査、分析及び評価をいい、次の手法により行うものとする。

1 監視

協議会は、次のアからエまでに掲げる事業等について、毎年度、前年度の状況又は見込み量の推移等を基に進捗状況に関する資料を作成する。

- ア 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されている事業
- イ 仙台市障害者保健福祉計画に掲載されていない新規事業等
- ウ 仙台市障害福祉計画及び仙台市障害児福祉計画に掲げる数値目標及び見込み量
- エ 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例（以下「条例」という。）に基づいて実施する事業

2 調査

協議会は、障害者やその家族、市民、障害者団体、障害福祉サービス事業所、有識者等に対し、面談又は懇談会若しくは簡易な調査票配布等により、障害者やその家族の生活の状況、障害福祉サービスの利用意向、事業所の運営状況、条例に基づく事業や相談の実施状況などに関する調査を行う。

3 分析及び評価

協議会は、1監視及び2調査のほか、仙台市が行う障害者等保健福祉基礎調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

第4 監視等の進め方

監視等の進め方は、毎年度、協議会において決定する。ただし、第3の1監視に係る資料については、毎年9月を目途に作成するものとする。

第5 その他

(1) 結果の公表

監視等に係る資料として協議会に提出されたもの及び審議経過については、協議会の資料として公表する。

(2) 監視等に基づく意見等

協議会は、監視等に基づき、必要に応じ、仙台市の障害者施策について意見を述べるものとする。

障害福祉サービス等についての説明

本編第4章の「4 見込量」に記載する障害福祉サービス等について、事業内容を項目ごとに説明します。

1 障害福祉サービス

| | | |
|--------|----------------|---|
| ①訪問系 | 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や、外出における移動支援などを総合的に行います。 |
| | 同行援護 | 視覚障害により移動に著しい困難がある方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護などの外出支援を行います。 |
| | 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。 |
| ②日中活動系 | 生活介護 | 日中、常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供します。 |
| | 自立訓練 (機能訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、理学療法、作業療法など、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練や相談助言等を行います。 |
| | 就労選択支援 | アセスメント等の実施により、障害者本人が一般就労*や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、本人の状況などに合った選択ができるよう、必要な支援を行います。 |
| | 自立訓練 (生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| | 就労移行支援 | 企業などへの雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 |

| | | |
|------|-------------------|---|
| | 就労継続支援A型 | 企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びます）。 |
| | 就労継続支援B型 | 企業などに雇用されることが困難な方に働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います（雇用契約を結びません）。 |
| | 就労定着支援 | 一般就労*に移行した方の就労に伴う生活面の課題に対して、企業・自宅などへの訪問や、必要な連絡調整や指導・助言等を行うことで、本人の就労の継続を図ります。 |
| | 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の支援を行います。 |
| | 短期入所 (福祉型、医療型) | 自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| ③居住系 | 自立生活援助 | 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 |
| | 共同生活援助 | 夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| | 施設入所支援 | 施設に入所する障害のある方に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 |
| | 地域生活支援拠点*等 | 障害のある方が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制づくりを行います。 |

2 相談支援

| | |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスの利用申請時のサービス等利用計画案の作成、サービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必 |
|--------|---|

| | |
|--------|--|
| | 要に応じて見直しを行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |

3 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援

| | |
|-----------------------------|---|
| 児童発達支援 | 障害のある児童や発達に不安のある児童が、日常生活における基本的動作や知識などを習得し、集団生活に適応することができるように支援を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障害のある児童や発達に不安のある児童に対して、放課後や学校休業日において、生活能力向上や社会との交流促進のための必要な支援を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援などの必要な支援を提供します。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人工呼吸器を装着しているなど日常生活のために医療を要したり、疾病のため感染症にかかるおそれがあるため、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的動作や知識などを習得して集団生活に適応することができるように支援を行います。 |
| 福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設 | 障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導、治療などを行います。 |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された計画が適切かどうかモニタリング期間ごとに検証し、必要に応じて見直しを行います。 |
| 医療的ケア児*に対する関連分野の支援を調整するコーディ | 人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児*などが地域で安心して暮らしていくようにするための支援を総合的に調整する者を指しま |

| | |
|-------------|--|
| ネーター | す。 |
| 特別支援保育事業 | 生後5か月以上から小学校就学前の保育が必要な、特別支援保育審議委員会において集団保育を受けることが可能とされた児童の保育を行います。 |
| 居宅訪問型保育事業 | 障害や疾病の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる児童を、その居宅において1対1で保育します。 |
| 放課後児童健全育成事業 | 就労等により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、児童館等において適切な遊びや生活の場を提供します。 |

4 発達障害のある方等に対する支援

| | |
|----------------|--|
| 発達障害者支援地域協議会 | 自閉スペクトラム症、学習障害、注意欠如・多動症などの発達障害のある方等への支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働などの関係者で構成する協議会を指します。 |
| 発達障害者支援センター | 発達障害の早期発見、早期の発達支援などのために、発達障害のある方、その家族、関係者に対して、専門相談、情報の提供、助言などを行う機関を指し、本市では北部及び南部アーチルを指します。 |
| 発達障害者地域支援マネジャー | 発達障害児者の支援に相当の経験と知識のある社会福祉士など、市町村、事業所、医療機関など関係機関の連携に必要な連絡、調整、助言等を総合的に行うことができる者を指します。 |
| ペアレントトレーニング | 障害のある児童の保護者を対象とし、児童の行動変容を目的に、褒め方や指示などの具体的な教育スキルを獲得することを目指したトレーニングを行います。 |
| ペアレントプログラム | 保護者が子どもの特性を知り、関わり方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的とした子育て支援のプログラムを指します。ペアレントトレーニングの前段階の基本トレーニングとして位置づけられます。 |
| ペアレントメンター | 発達に不安のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者を指します。ペアレントメンターは、子どもの発達に不安を抱える保護者に対し、地域資源に関する情報を提 |

| | |
|--------|--|
| | 供するとともに、孤立感や不安を軽減するようサポートを行います。 |
| ピアサポート | 同じような悩みや背景を持つ人、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支え合うことを指します。(ピア/peerは仲間や同僚の意味) |

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

| | |
|---------------------|--|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場 | 本市では、精神保健福祉審議会を保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、「仙台市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*」の構築に向けた協議を行います。 |
|---------------------|--|

*精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）については、「1 障害福祉サービス」と「2 相談支援」に記載の事業のうち、対象を精神障害のある方に限定したものになります。

6 相談支援体制の充実・強化のための取組

| | |
|-------------|--|
| 基幹相談支援センター* | 本市では、地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組み等を実施します。 |
| 協議会 | 障害児者の支援体制の整備を図ることを目的に、課題を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制のあり方について協議を行う障害者自立支援協議会を指します。 |

7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

| | |
|----------------------------|--|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 | 都道府県の実施する、虐待防止・権利擁護に関する研修への参加や相談支援従事者初任者研修の聴講などにより、支援の質の向上に努めます。 |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 | 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析を行い、その結果を、事業所や近隣自治体と共有することで、給付の適正化や請求事務の効率化等に活用します。 |
| 運営指導等 | 指定障害福祉サービス事業所等の実地において、自立支援給付等に関して必要があると認める場合に「運営指導」、新たに指定した場合に「新規事業所訪問」、不正の疑いがある場合等に「監査」を行います。 |

| | |
|------|---|
| 集団指導 | 指定した障害福祉サービス事業者等に対する指導が必要な場合、または、自立支援給付等について必要があると認める場合に、その内容に応じ、講習等の方法により行います。 |
|------|---|

8 地域生活支援事業*

| | | |
|---------------|------------------------------|---|
| ① 必須 事業 | 理解促進研修・啓発事業 | 障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。 |
| | 自発的活動支援事業 | 障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。 |
| | 障害者相談支援事業 | 障害のある方、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるように支援します。 |
| | 成年後見制度*利用支援事業 | 成年後見制度*の利用が必要と認められる知的障害のある方や精神障害のある方などが制度を利用しやすくなるよう、一定の条件のもと、家庭裁判所への申し立てに係る費用や後見人などに支払う報酬分の費用について補助を行います。 |
| | 成年後見制度*法人後見支援事業 | 法人後見業務開始の相談があった場合に、情報提供などを行います。 |
| | 意思疎通支援事業 | 手話通訳者や要約筆記*者の派遣、点訳や音訳などによる情報提供など、聴覚障害や視覚障害のある方に対する意思疎通を支援します。また、意思疎通が困難な障害のある方が入院した場合に、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。 |
| | 日常生活用具給付等事業 | 身体障害等のある方に対して、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具など6種の用具の購入費等を支給します。 |
| | 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障害のある方との交流活動の促進、理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。 |
| | 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害のある方が外出するための支援を行います。 |
| | 地域活動支援センター (基礎的事業・機能強化事業) | 地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。 |

| | | |
|-----------|-------------------------|--|
| | 発達障害者支援センター運営事業 | 発達障害者支援センターとして位置づけられる発達相談支援センター（アーチル）において、来所や訪問による相談を受け付けます。 |
| | 障害児等療育支援事業 | 障害のある方や障害のある児童、その家族の様々な相談に応じて療育指導を行うことにより、地域生活を支援します。 |
| | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 | 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者と要約筆記*者、盲ろう*者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）の養成研修を行います。 |
| | 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 | 手話通訳者と要約筆記*者の広域派遣を行います。また、盲ろう*者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の派遣も行います。 |
| | 精神障害者地域生活支援 広域調整等事業 | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築を進めるにあたっての調整業務を行うために、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置します。 また、精神障害の当事者としての視点を活かして、精神障害のある方が自らの疾患や病状について正しく理解することを促し、退院への意欲を喚起するため、ピアスタッフの採用を行い地域移行・地域定着を支援します。 |
| | 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 | 発達障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を運営します。 |
| ② 任意事業 | 福祉ホームの運営 | 住居を必要とする障害のある方に対して、低額な料金で居室や設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供し、地域生活を支援します。 |
| | 訪問入浴サービス | 身体障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、自宅への訪問により入浴などのサービスを行います。 |
| | 生活訓練等 | 日常生活に必要な訓練や支援を行います。 |
| | 日中一時支援 | 障害のある方の介護を普段行っている家族等が、病気や休養などのため介護できない場合に、障害のある方を日中時間帯に施設で一時的に受け入れ、入浴、排せ |

| | |
|-------------------------|--|
| | つ、食事の介護などを行います。 |
| 地域移行のための安心生活支援 | 地域生活への移行や定着を支援するため、緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターの配置を行います。本市では、地域生活支援拠点*においてこれらの支援を行います。 |
| 巡回支援専門員整備 | 障害のある児童等の要支援児が利用している児童館等において、要支援児への適切な対応を図るために、発達障害等に関する知識を有する大学教授等の専門家が児童の様子を観察し、児童館等職員への助言や指導を行います。 |
| 医療型短期入所事業所開設支援 | 医療的ケア児*者や重症心身障害児*者等が在宅生活を継続していくよう短期入所が利用しやすい環境を整備することを目的に、既存の医療機関や介護老人保健施設等に対して医療型短期入所事業所の開設支援を行う。 |
| レクリエーション活動等支援 | 障害のある方の体力向上や交流・余暇活動などの推進、パラスポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。 |
| 芸術文化活動振興 | 障害のある方の文化芸術活動を支援する講座などを実施します。 |
| 点字・声の広報等発行 | 点訳、音訳などにより、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をする上で必要な情報を定期的に提供します。 |
| 奉仕員養成研修 | 点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。 |
| 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 | 意思の表出に高い困難性を有する障害のある方が、重度障害者用意思伝達装置等を活用しコミュニケーションを取り続けられるよう、技術的な支援をします。 |

9 地域生活支援促進事業*

| | |
|----------------------|---|
| かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業 | 発達障害のある方が日頃から受診するかかりつけ医などに対して、発達障害に関する研修を実施します。 |
|----------------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| 発達障害者支援体制整備事業 | 発達障害者支援センターの地域支援機能を強化とともに、家族支援体制を整備することで、発達障害のある方に対する乳幼児期から高齢期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行います。 |
| 障害者虐待防止対策支援事業 | 障害のある方への虐待の未然防止や早期発見、虐待発見時の迅速な対応などにつなげるため、研修会の開催や相談受付体制の強化、虐待を受けた方の保護及び安全確保のための体制整備などに関する取り組みを行います。 |
| 成年後見制度*普及啓発事業 | 研修会などの開催やパンフレット・ポスターなどの作成を通して、成年後見制度*の利用を促進し、障害のある方の権利擁護を図ります。 |
| 発達障害児者及び家族等支援事業 | ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施、ピアサポートの推進等により、発達障害児者やその家族に対する支援体制を整備します。 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築推進事業 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場（仙台市精神保健福祉審議会）を通じて、地域課題の共有化を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に資する取り組みを推進します。具体的には、精神障害者家族支援事業や精神障害者退院促進支援事業、災害時地域精神保健福祉体制整備事業、地域移行関連研修を実施します。 |
| 障害者 ICT*サポート総合推進事業 | 視覚障害のある方にICT*機器の紹介や利用に係る相談等を実施するとともに、インターネットを通じたサービス利活用や、ICT*機器の操作について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。 |
| 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 | 肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方が大学等に修学するにあたり、大学等が支援体制を構築できるまでの間（原則として最長1年間）、大学等への通学中と大学等の敷地内における身体介護等を提供します。 |
| 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 | 肢体不自由や視覚障害、知的障害、精神障害等により、行動上著しい困難がある方が、企業等において |

| | |
|-----------|--|
| | 就労するにあたり、通勤支援や職場等における支援を提供します。 |
| 入院者訪問支援事業 | 精神科病院入院患者のうち、第三者支援が必要な者に対し、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣します。 |

用語の解説

Art to You! 障がい者芸術世界展 IN SENDAI 【初出 23 ページ】

東北障がい者芸術支援機構が 2015 年から開催している「障がいのある人の芸術活動を通した生きがいづくりの促進」を目的とした公募展。

社会生活において何らかのハンディのある方を対象に、自らが制作した芸術作品を世界から公募し、入選作品をせんだいメディアテークにて展示している。

ICT 【初出 28 ページ】

情報通信技術Information and Communication Technologyの略。

情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。日本では、同様の言葉として IT (Information Technology : 情報技術) の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

あ行

アウトリーチ 【初出 25 ページ】

支援や援助が必要であるにもかかわらず、自発的に支援を求められない方、支援の届きにくい方や、その関係機関等に行政機関や支援機関が出向き、積極的に働きかけて必要な情報や支援を届けるプロセスのこと。

アクセシビリティ 【初出 1 ページ】

制度やサービスの使いやすさや利用しやすさのこと。

一般就労 【初出 15 ページ】

障害のある方が企業などに就職し、労働契約を結んで働く一般的な働き方。

医療観察制度 【初出 67 ページ】

平成 17 年 7 月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく制度。本制度は対象となる人に対して適切な医療や必要な観察等を行うことによって、その社会復帰を促進することを目的としている。観察等には指定医療機関、地域関係機関、保護観察所が一体となって当たる。

医療的ケア児 【初出 8 ページ】

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(経管栄養注入や痰の吸引、導尿補助など)を受けることが不可欠である児童。

インクルージョンの推進 【初出 24 ページ】

障害の有無を問わず、すべての方が差別されることなく受け入れられ、お互いに尊重されることで、地域社会や所属先等、様々な場面で、その能力を発揮して活躍できるよう、合理的配慮の提供や障害の理解啓発等を進めること。

親なきあと 【初出 13 ページ】

日常的に親からの支援を受けながら暮らしてきた障害のある方が、親が亡くなった、あるいは子の面倒を見れなくなった後に直面しうる、生活に困難を抱えた状況を表現した言葉。

か行

介護給付 【初出 11 ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、食事や入浴の介助等のいわゆる介護に関する給付。

基幹相談支援センター 【初出 15 ページ】

地域の相談支援事業所等の相談支援従事者に対し、訪問等による総合的・専門的な指導助言や、研修会等を通じた人材育成、地域の相談機関との連携強化の取り組みを実施する市設置の機関。

共生型サービス 【初出 32 ページ】

障害福祉または介護保険のいずれかの居宅・日中活動系サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすく基準を設けたもの。

強度行動障害 【初出 16 ページ】

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

業務継続計画（BCP） 【初出 32 ページ】

自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において、事業所等の損害を最小限にとどめつつ、業務の継続や早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時ににおける業務継続のための手法、手段などを取り決めておく計画。

訓練等給付 【初出 11 ページ】

障害福祉サービスに係る費用として支払われる給付のうち、就労訓練や生活訓練等の訓練に関する給付。

5歳児のびのび発達相談 【初出 23 ページ】

就学に向けた準備を始め、基本的な生活習慣を確立し、社会性を身につける時期である5歳児とその保護者を対象に、相談を実施するもの。

高次脳機能障害 【初出 3 ページ】

事故や脳血管疾患などによって脳に損傷を受けたことにより、記憶や注意、思考、言語、学習などに障害が生じ、生活に支障がある状態。

合理的配慮 【初出 6 ページ】

障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。※関連用語「(障害を理由とする) 差別」

国際障害者年 【初出 5 ページ】

1981年を指し、「完全参加と平等」がテーマとされ、次の目的を実現するため国際的な取り組みを行うことが国連総会で決議された。

- (1) 障害者が身体的にも精神的にも社会に適応することができるよう援助すること。
- (2) 適切な援助、訓練、医療及び指導を行うことにより、障害者が適切な仕事につき、社会生活に十分に参加することができるようすること。
- (3) 障害者が社会生活に実際に参加することができるよう、公共建築物や交通機関を利しやすくするための調査研究プロジェクトを推進すること。
- (4) 障害者が経済的、社会的及び政治的活動に参加する権利を有していることについて一般国民の理解を深めること。
- (5) 障害の発生予防対策及びリハビリテーション対策を推進すること。

国連障害者の十年 【初出 5 ページ】

国際障害者年の成果をもとに検討されてきた「障害者に関する世界行動計画」の実施にあたって定められた1983~92年までのこと。

心のバリアフリー 【初出 68 ページ】

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り支えあうこと。

個別避難計画 【初出 6 ページ】

高齢者や障害者など災害時に避難の支援が必要となる方を対象に、避難を支援する方やその方法、どこにどのような経路で避難するか、避難を行う際にどのような配慮が必要かなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載した一人ひとりの避難計画。

さ行

災害時要援護者情報登録 【初出 6 ページ】

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その登録された情報を町内会などの地域団体等へリストとして提供する制度。

(障害を理由とする) 差別 【初出 5 ページ】

「不当な差別的取扱い」をすること、または「合理的配慮」を提供しないこと。「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯等を制限すること、障害のない方にはつける条件をつけることなど。

「合理的配慮」とは、障害のある方が、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、負担になり過ぎない範囲で、その方の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うこと。

サポートファイル 【初出 53 ページ】

本人を中心とした一貫した支援が実現・継続するための連携ツールのこと。本人・保護者の願い(ニーズ)や、本人の発達経過や特性、医療機関や相談機関での相談記録、施設や学校での個別支援計画等をこのファイルに綴り、支援者等の本人理解や支援者間での情報共有等に役立てる。

指定難病 【初出 10 ページ】

「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、難病を「発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする疾病」と定義している。指定難病は、難病のうち医療費助成の対象となるもので、厚生労働大臣が指定するもの。

就学前療育支援システム 【初出 24 ページ】

就学前に療育が必要な児童とその家族を支援するため、児童発達支援センターにおける療育支援・家族支援のほか、地域相談員による子育て支援機関への訪問・相談支援や研修会等のほか、支援力向上に向けた専門的な助言等を行うアーチルの地域支援専従職員と

地域相談員との連携体制等を指す。

重症心身障害児 【初出 15 ページ】

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態を重度心身障害と言い、その状態にある子どもを「重症心身障害児」、さらに成人した方を含めて「重症心身障害児者」という。

障害者ケアマネジメント 【初出 33 ページ】

障害のある方の地域における活動を支援するために、ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

障害者週間 【初出 66 ページ】

毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間のこと。

障害者雇用率（制度） 【初出 30 ページ】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、雇用している労働者に占める障害のある方（身体、知的及び精神障害者）の割合を、法定雇用率以上とする義務があるもの。令和 6 年 4 月以降、民間企業は 2.5%、国及び地方公共団体は 2.8%、都道府県等の教育委員会は 2.7% の法定雇用率が定められ、令和 8 年 7 月以降は、更なる引き上げが予定されている。

小児慢性特定疾病 【初出 10 ページ】

18 歳未満の児童（ただし、18 歳到達時点において、医療費支給制度の対象となっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20 歳未満の者を含む。）がかかっている、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、のすべての条件を満たす、厚生労働大臣が指定する疾病。

情報保障 【初出 65 ページ】

障害のある方が情報を入手するにあたって、代わりの方法（手話、要約筆記、点字、音声データなど）を用いて情報が得られるよう必要な支援を行うこと。※関連用語「要約筆記」

スーパーヴァイズ 【初出 39 ページ】

専門的知識や支援技術、支援の視点や考え方等を獲得することで、現在行っている支援を点検し、今後の支援向上に活かすことを目的に、高度な専門的知見を有する外部講師より助言等を受けること。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム 【初出 51 ページ】

精神障害の有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたケアシステム。

成年後見制度 【初出 19 ページ】

知的障害や精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方を対象として、家庭裁判所への申し立てによりその方の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選任することで、法律的な支援を得られるようにする制度。

セルフヘルプ 【初出 30 ページ】

同じ病気や悩みを持つ障害当事者同士が、お互いの体験を共有しながら支えあうこと。

た行

ダイバーシティ 【初出 67 ページ】

年齢、性別、国籍、障害の有無など一人ひとりが持つ多様性のこと。

地域生活支援拠点 【初出 27 ページ】

障害のある方が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりといった居住支援のための機能を備えた場所や体制のこと。

地域生活支援事業 【初出 1 ページ】

障害者総合支援法に基づき、地域の実情や利用者の状況に応じて、地方公共団体が柔軟な形態で実施することが可能な事業。※関連用語「地域生活支援促進事業」

地域生活支援促進事業 【初出 53 ページ】

地域生活支援事業の中でも特に政策的な課題に対応する事業。※関連用語「地域生活支援事業」

デイジー（図書） 【初出 65 ページ】

デイジー（DAISY）は Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳される。視覚障害のある方や印刷物を読むことが困難な方等のためのデジタル録音図書の国際基準規格であり、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことなどができる。

な行

難病 【初出 3 ページ】

「原因不明で、治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で、「経過が慢性的で、経済的負担が大きいだけでなく、介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。※関連用語「指定難病」

ノーマライゼーション 【初出 17 ページ】

障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていく社会を目指すための活動。

は行

バリアフリー 【初出 21 ページ】

公共施設や住宅などにおいて、段差などの物理的な障壁や不便さを無くすこと。また、高齢の方や障害のある方等を含め、すべての人が壁を感じることのないような社会をつくるという考え方のこと。

ピアカウンセリング 【初出 30 ページ】

障害のある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い、傾聴し合い情報交換を行うことを通して、自分で自分の問題を解決することを支援する。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

ピアソポーター 【初出 27 ページ】

同じような悩みや背景を持つ方、障害のある方同士が、対等な立場で互いに支えあうことを行っている方をピアソポーターという。(ピア/peer は仲間や同僚の意味)

ひきこもり 【初出 27 ページ】

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続いている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念。

福祉的就労 【初出 15 ページ】

障害のある方が企業などで働くことが難しい場合に、就労継続支援事業所などで、一人ひとりに合わせた福祉サービスを受けながら働く働き方。※関連用語「一般就労」

福祉避難所 【初出 6 ページ】

指定避難所で生活をし続けることが困難な高齢の方や、障害のある方等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

ふれあい製品 【初出 16 ページ】

仙台市では障害のある方が製作した製品をふれあい製品と呼んでいる。

補助犬 【初出 67 ページ】

盲導犬、聴導犬、介助犬を指し、身体障害者補助犬法に基づき認定された犬のこと。

ま行

盲ろう 【初出 60 ページ】

視覚と聴覚の両方に障害のある方。それぞれの障害の程度によって、「まったく見えないし聴こえない」、「まったく見えないが少し聴こえる」、「少し見えるがまったく聴こえない」、「少し見えて少し聴こえる」など、その方により状況は大きく異なる。

や行

ヤングケアラー 【初出 27 ページ】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ユニバーサルデザイン 【初出 21 ページ】

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

要約筆記 【初出 30 ページ】

聴覚障害のある方への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えること。※関連用語「情報保障」

ら行

ロービジョン 【初出 73 ページ】

何らかの原因により視覚に障害を受け、「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて

歩きにくい」など、日常生活で不自由がある状態。

